新潟県労働金庫
ディスクロージャー誌
2014

ROKIN DISCLOSURE

生活応援バンク
ろうきん

ごあいさつ

「相互扶助の精神のもと、人と人とが支えあい、助け合う社会」の実現をめざして

皆様には、日頃より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫は、1952年（昭和27年）に働く人たちの熱い期待を担って創立され、以来、一貫して働く人たちの社会的・経済的地位の向上と福祉の増進のために事業を推進してまいりました。

おかげさまで業容は順調に伸展し、働く人たちの金融機関として今日の経営基盤を築きあげることができました。これもひとえに、永年にわたる皆様方のご支援、ご協力の賜物であり、深く感謝申しあげます。

昨年度は、新オンラインシステムへの移行を経営の最重要課題と位置づけ、役職員の総力を結集して万全の態勢で臨み、移行に際しては多くの会員・お客様からのご理解とご協力を賜りながら、2014年1月に新オンラインシステムへの移行を完了いたしました。あらためまして、皆様方のご支援、ご協力に深く感謝申しあげます。

今後は、新オンラインシステムの機能を有効に活用し、お客様サービスのさらなる向上につとめてまいります。

さて、国内経済は、異次元の金融緩和と円安が進んだなか、消費税率引上げの影響を受けながらも緩やかな回復を続け、企業収益には改善の動きが見られます。

こうした状況を反映して一部企業でベースアップがはかられるなど、勤労者所得にも回復の兆しがありますが、まだ全体には及んでおらず、勤労者を取り巻く環境は依然として不透明な状況が続いています。

このようななか、当金庫では、昨年7月に「ろうきんローンプラザ新潟西」をリニューアルオープンし、お客様の利便性向上につとめたほか、長期固定金利型住宅ローンを発売するなど、働く人たちから安心してご利用いただける商品のご提案につとめてまいりました。あわせて、勤労者の生活応援運動を展開し、離職や収入減少を余儀なくされたお客様への相談活動を積極的に行ってまいりました。

ろうきんは、会員・勤労者から信頼され、必要とされる存在であり続けるため、お客様サービスの向上とコンプライアンス態勢の強化に引き続き全力で取り組むとともに、福祉を目的とする協同組織やNPOなどとの連携を強化し、金融サービスと福祉運動の両面から持続可能な地域社会の形成に貢献するなど、福祉金融機関としての役割を積極的に果たしてまいります。

人生には良いときも悪いときもあります。**ろうきん**は、「生涯の伴侶」として働く人たちの暮らしを守り、応援し続けるとともに、相互扶助の精神のもと、人と人とが支えあい、助け合う社会の実現に向け、役職員一同、全力で取り組んでまいりますので、従来にもましてご支援、ご協力を賜りますよう心からお願い申しあげます。

本年も当金庫のディスクロージャー（経営内容の開示）誌を作成いたしました。事業の基本方針や活動状況などをまとめたこの冊子により、**ろうきん**に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

2014年7月

理事長　江花　和郎

営利を目的としない
金融機関〈ろうきん〉
私達の使命は、
はたらく人の生活応援です。

当金庫の概要

2013年度末(2014年3月31日)現在

名称	新潟県労働金庫（略称:ろうきん）
本店所在地	新潟市中央区寄居町332番地38
創立	1952年6月7日
出資金	49億7,638万円
店舗数	26店舗(2出張所を含む)
常勤役職員数	420人
団体会員数	2,397会員
間接構成員数	210,298人
預金残高	7,449億円
融資残高	3,864億円

CONTENTS

ごあいさつ
ろうきんの理念 …… 2
■事業方針
事業方針 …… 3
■事業の概要
事業の概況 …… 4
コンプライアンス(法令等遵守)の態勢 …… 6
お客様保護の態勢 …… 8
金融円滑化管理の態勢 …… 9
リスク管理の態勢 …… 10
■社会的役割の発揮と貢献活動
CSR(企業の社会的責任)への取組み … 12
■営業のご案内
預金業務のご案内 …… 20
融資業務のご案内 …… 21
各種業務・サービスのご案内 …… 22
手数料のご案内 …… 24
■プロフィール
沿革・あゆみ …… 25
組織・機構 …… 26
■ネットワーク
店舗・ローンプラザのご案内 …… 27
店舗外キャッシュサービスコーナーのご案内 … 30
■財務データ
目次 …… 31
財務諸表 …… 32
自己資本の充実の状況(単体) …… 38
業務実績 …… 45
連結情報 …… 49
全国ろうきんの概要 …… 50
索引(法定開示項目別) …… 51

金額および諸利回り・諸比率の表示方法のご案内

本誌では金額、諸利回り、諸比率を次の方法により表示しています。

1.各表に表示した金額単位未満の端数は切り捨てて表示しています。また、諸利回り・諸比率は小数点第3位以下を切り捨て、小数点第2位までを表示しています。

2.小計、合計等の合算は、円単位まで算出し、単位未満を切り捨てて表示しています。したがって、表上の内訳の合計と小計欄・合計欄の金額が一致しない場合があります。

3.期中増減額、諸利回り、諸比率等の算出にあたっては、各表上の計数を使用しています。なお、官庁報告に係る諸利回り、諸比率については、報告数値をそのまま表示しています。

(注)「法定開示項目別」とは、次の法律に基づいて開示している項目です。
○労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条の規定に基づく開示項目
○金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。

ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、

人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。

ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、

そのネットワークによって成り立っています。

会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。

ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの基本姿勢

目 的

ろうきんは、働く仲間がつくった金融機関です

〈ろうきん〉は、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合う為に設立した金融機関であり、働く人たちの暮らしを支え、快適で過ごしやすい社会づくりをめざしています。

運 営

ろうきんは、営利を目的としない金融機関です

〈ろうきん〉は「労働金庫法」に基づいて、営利を目的とせず、公平かつ民主的に運営され、働く仲間をはじめ、多くの方々に広く利用されています。

運 用

ろうきんは、生活者本位に考える金融機関です

〈ろうきん〉の業務内容は、預金やローン・各種サービスなど、一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用がまったく違います。働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

ろうきんの事業運営

当金庫は、労働金庫法第5条に定められている「非営利」「会員直接奉仕と会員平等」「政治的中立」の三原則に基づき、年度事業計画等を策定し事業運営を行っています。

労働金庫事業運営の三原則

非 営 利

会員直接奉仕と会員平等

政治的中立

労働金庫法

第5条　金庫は、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

2　金庫は、その行う事業によってその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行ってはならない。

3　金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。

事業方針

当金庫は、社会の環境変化に的確に対応し、安定経営を維持するとともに、協同組織の福祉金融機関として、会員・お客様から信頼され、必要とされる金融機関をめざして事業を展開してまいります。

2014年度は、創業の原点である相互扶助の精神のもと、労働金庫法で定める「非営利」、「会員直接奉仕と会員平等」、「政治的中立」の三原則を踏まえ、「他金融機関との本質的相違」を再確認しながら、「ろうきんの理念」に基づいた運動を展開するため、以下の3つの柱を中心とした具体的施策を実施してまいります。

2014年度事業方針の3本柱

労金運動の基盤強化と利用者拡大

- 労金運動の基盤強化に向け、会員推進機構との連携を強化し、会員と労金が一体となった取組みを実施します。
- 会員上部団体との連携強化に取り組むほか、会員とのより一層の連携強化をはかり勤労者の生活を守る取組みを推進します。
- 離職や収入減少を余儀なくされた勤労者の相談に親切･丁寧に対応するほか、多重債務の未然防止に係る各種教宣活動を継続実施します。
- 働く人たちが喜びを持って共生できる社会の実現に寄与できるよう、CSR（企業の社会的責任）基本方針に基づき取組みを進めます。
- 「生涯伴侶宣言」のもと、組合員等の取引メイン化をはかるほか、関連団体との連携および、非対面取引の促進などにより、取引者の拡大をはかります。

安定経営の維持とお客様サービスの向上

- 適正利益の安定確保をはかるため、商品企画力を強化し、適切な金利リスクコントロールにより融資の増強につとめるほか、ATM手数料を無料とするなどのお客様サービスを維持しつつ、取引メイン化を推進し、口座振替などの手数料収益の増強に向けた取組みを実施します。
- 業務の効率化･集中化や経費支出の見直しなどにより、コスト削減に向けた取組みを強化します。
- 職員の相談能力向上と提案力強化につとめるとともに、窓口担当者と渉外職員が一丸となった営業店相談態勢の充実･強化をはかります。
- 「ろうきんローンプラザ新潟西」での預金･為替業務の取扱開始や、全店統一日曜ローン相談会の開催など、お客様のニーズに応えられるよう、相談態勢の充実･強化につとめます。
- 新オンラインシステムの機能を有効活用し、お客様サービスの向上につとめます。

内部管理態勢の強化

- 職員一人一人が、正確･迅速に基本事務を遂行する堅確な事務処理態勢を構築します。
- 業務遂行上の問題点などを適時適切に把握して業務改善を行うため、PDCA（計画･実行･評価･改善）を継続的に実施するとともに、内部監査態勢の充実･強化をはかります。
- 新オンラインシステムの機能を最大限に活用し、事務リスクの低減をはかります。
- 事務集中センターへの業務集中化を積極的に推進します。
- 融資審査態勢の充実につとめるとともに、初期延滞への適切な対応により延滞債権の削減を進めるなど、与信信用リスク管理態勢の強化をはかります。
- コンプライアンスの重要性を再確認するとともに、相談能力や事務スキルを向上させ、高い営業力を発揮できるよう、人材の育成をはかります。

事業の概況

2013年度(2013年4月1日～2014年3月31日)

日本経済は、日銀により量的に緩和された金融環境のなか、緩やかな回復を続けながら、消費税率引上げ前の駆込み需要などの影響もあり、個人消費をはじめとする国内需要は堅調に推移しました。

このような状況を反映して、企業収益や雇用環境において改善の動きに拡がりがみられたほか、勤労者所得に回復の兆しがあったものの、消費税率の引上げを控え、勤労者の生活には、依然として先行き不透明感が漂う状況が続きました。

こうしたなか、「ろうきん」創業の原点に立ち返り、相互扶助の精神のもと労働金庫法が定める「非営利」、「会員直接奉仕と会員平等」、「政治的中立」の事業運営三原則を踏まえ、「他金融機関との本質的相違」を広く訴えながら、離職者・収入減少者の生活支援や多重債務者救済などの生活応援運動を柱に据え、会員・役職員一体となって事業に取り組んでまいりました。

また、2013年度は、新オンラインシステムへの移行を経営の最重要課題と位置づけ、円滑な移行を行うため、役職員の総力を結集して万全の態勢で諸準備を進め、おかげをもちまして、会員・お客様からのご理解とご協力により、2014年1月に移行を完了いたしました。

会員数・出資金

団体会員は、39会員減少し2,397会員となりました。

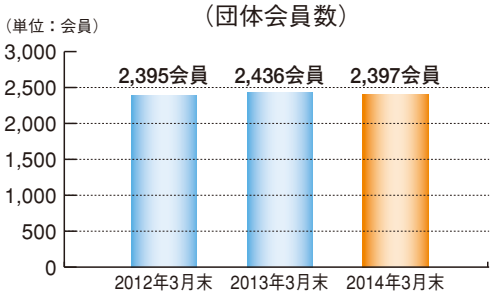

団体会員は、期中12会員の新規加入がありましたが、51会員の脱退がありましたので、39会員減少して2,397会員となりました。個人会員は、期中477会員減少して6,566会員となりました。間接構成員は、期中673人増加して210,298人となりました。

出資金の期末残高は、普通出資金が、法定脱退手続きにより1百万円減少して49億76百万円となりました。なお、優先出資金は受け入れておりません。

預　金

会員推進機構との連携強化により、前期末に比べ97億34百万円増加しました。

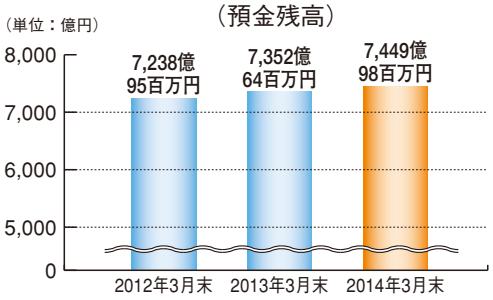

退職金受入額の減少や、相続による預金払戻しの増加など、厳しい預金環境が続きました。

こうしたなか、会員推進機構との連携を一層強化し、「生涯伴侶宣言2013 ろうきんメイン化キャンペーン」の取組みを柱に据え、会員主体の財形貯蓄増強運動、ボーナス預金および退職金結集の取組み、年金口座を含む決済・受給口座の拡大のほか、懸賞品付定期預金の発売や、退職金専用定期預金および年金受給者向け定期預金の取組みなど、幅広く積極的な活動を展開してまいりました。

こうした取組みにより、譲渡性預金を含む預金残高は、前期末に比べ97億34百万円増加し、期末残高は7,449億98百万円となりました。

貸出金

長期固定金利型商品の発売や相談体制の整備により、前期末に比べ41億32百万円増加しました。

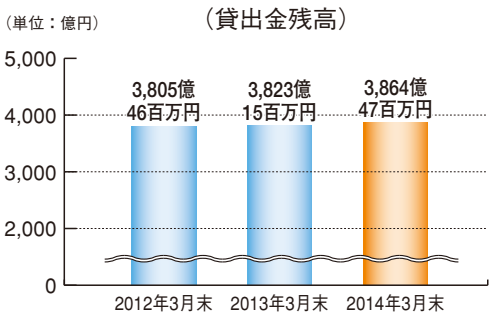

住宅ローンなどの融資金利が低水準で推移するなか、市中金融機関による住宅ローン利用者を巡る借換競争が激化し、厳しい融資環境が続きました。

こうしたなか、2013年7月に「ろうきんローンプラザ新潟西（新潟西出張所）」をリニューアルオープンし、完全個室型の相談ブースを設置するなど機能拡充をはかったほか、全店統一の休日ローン相談会や地域事情にあわせた独自相談会・出張相談会を実施するなど、お客様のさまざまな要望に応えられるよう相談体制の整備につとめてまいりました。

また、県内勤労者のみなさまから広く安心してご利用いただけるよう、全期間固定金利型住宅ローンおよび20年型固定金利選択型住宅ローンを発売いたしました。

こうした取組みにより、貸出金残高は、前期末に比べ41億32百万円増加し、期末残高は3,864億47百万円となりました。

損　益

当期純利益は、前期に比べ5億82百万円減少し10億73百万円となりました。

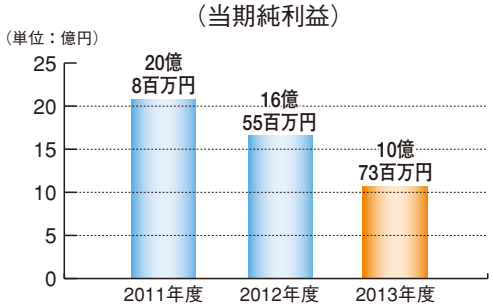

経常収益は、預け金利息が減少したことなどにより、前期に比べ2億93百万円減少し108億42百万円となりました。経常費用は、新オンラインシステム移行に係る経費が増加したことなどにより、前期に比べ5億60百万円増加し93億40百万円となりました。

経常収益から経常費用を差し引いた経常利益に、機器の除却損などの特別損失3百万円および法人税などを加減算した当期純利益は、前期に比べ5億82百万円減少し10億73百万円となりました。

自己資本比率

前期末を0.35ポイント下回り19.40％となりました。

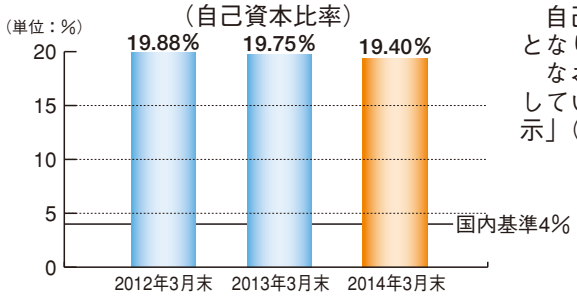

自己資本比率は、前期末19.75％を0.35ポイント下回り、19.40％となりましたが、依然、国内基準の4％を大幅に上回っています。

なお、2013年3月末までの比率は旧告示（バーゼルⅡ）により算出していますが、2014年3月末は、「新しい自己資本比率規制に係る告示」（バーゼルⅢ）により算出しています。

リスク管理債権比率

前期末を0.05ポイント下回り0.51％となりました。

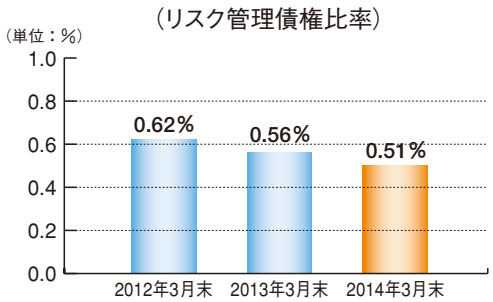

リスク管理債権額は、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」の合計で、19億94百万円となりました。

リスク管理債権比率は、「破綻先債権」「延滞債権」が減少したことから、前期末0.56％を0.05ポイント下回り0.51％となりました。当該債権に対しては、担保・保証等のほか貸倒引当金により万全の保全措置をとっています。

主要な事業の状況を示す指標

（単位：百万円）

項　目	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
経常収益	12,593	12,459	11,711	11,135	10,842
経常利益	2,966	3,330	3,057	2,354	1,502
当期純利益	2,456	2,808	2,008	1,655	1,073
業務純益	3,023	3,399	3,063	2,409	1,573
純資産額	55,582	57,977	59,580	60,821	61,520
総資産額	757,451	775,599	788,695	811,004	821,082
預金積金残高	688,088	704,296	715,448	726,692	736,008
譲渡性預金残高	8,194	8,184	8,447	8,572	8,989
貸出金残高	372,424	377,506	380,546	382,315	386,447
有価証券残高	26,345	23,238	28,025	32,676	35,626
出資総額	2,112	3,543	4,977	4,977	4,976
出資総口数（口）	2,112,980	3,543,716	4,977,959	4,977,923	4,976,387
出資に対する配当金	72	126	183	199	199
職員数（人）	402	405	414	415	415
単体自己資本比率(%)	18.99	19.32	19.88	19.75	19.40

（注）1. 貸借対照表関係の項目については各年度の期末残高を記載しています。
2. 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」により、自己資本比率を算定しています。
この告示は平成25年3月8日に改正され、平成26年3月31日から改正後の告示が適用されております。このため、2012年度（平成24年度）以前については旧告示に基づく結果を、2013年度（平成25年度）においては新告示に基づく結果の開示を行っております。
また、当金庫は国内基準を採用しております。
3. 「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金純繰入額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。
4. 労働金庫法施行規則別紙様式の改正により、2011年度から損益計算書の表示方法が変更されておりますが、2010年度以前の計数の引き直しは行っておりません。

コンプライアンス（法令等遵守）の態勢

コンプライアンスに対する考え方

社会的な存在であるおよそすべての団体・個人が事業を遂行するうえで、あるいは日々の生活を営むうえで、コンプライアンスが求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業を営む〈ろうきん〉とその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げているとおり、〈ろうきん〉は、その事業を通じて「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」をめざしていますので、その経営姿勢には高い倫理観が求められています。

当金庫では、以上の考え方に立ち、倫理綱領および行動規範を制定して、全役職員のコンプライアンス意識の醸成につとめています。

コンプライアンスに係る組織体制

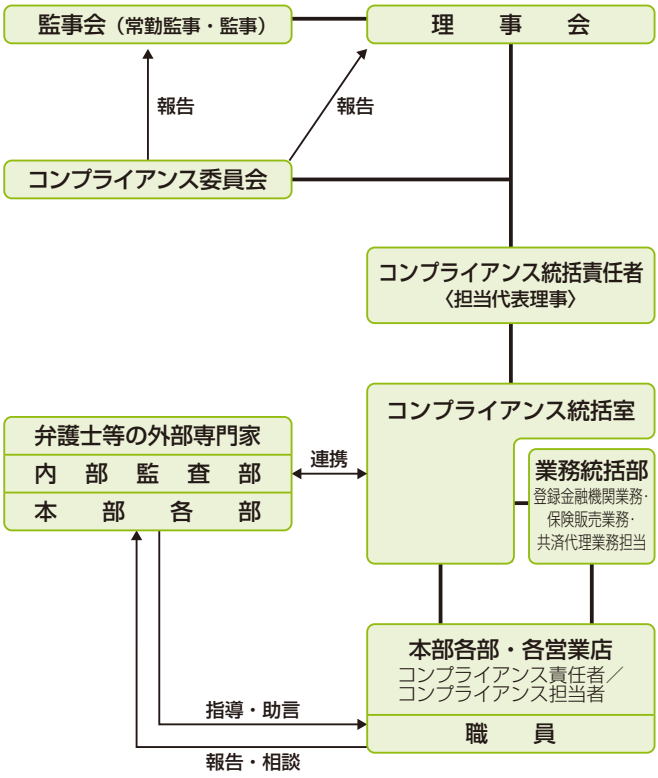

理　事　会

毎年度コンプライアンス・プログラムを決定するほか、コンプライアンスに係る重要な規程・マニュアルの制定・改正・廃止を決定します。

コンプライアンス委員会

代表理事および本部部長を委員として構成し、理事長を委員長、専務理事を副委員長としています。金庫のコンプライアンス全般の状況を把握し、法令等遵守態勢の構築および実効性確保に向けた検討を行い、その結果を理事会・監事会へ報告します。

コンプライアンス統括室

コンプライアンス実現のため、コンプライアンス・プログラムとマニュアルの策定、態勢の整備、職員の教育研修など金庫全体のコンプライアンス状況の一元管理を行います。

本部各部・各営業店

〈コンプライアンス責任者／コンプライアンス担当者〉

各部店においては、部店長がコンプライアンス責任者として、自らコンプライアンスに関する諸施策の実施や、日常業務における法令等遵守状況をモニタリング（監視）し、定期的にコンプライアンス統括室へ報告します。また、責任者を補佐するため、コンプライアンス担当者を配置しています。

職　員

日常におけるコンプライアンスを実践します。

コンプライアンス推進活動

当金庫では、「コンプライアンス・プログラム（実践計画）」を策定して次の諸施策を実施し、進捗状況を定期的にチェックしています。

コンプライアンス・マニュアルの作成・周知

役職員一人ひとりがコンプライアンスの意義を理解し、コンプライアンスに関する組織風土としてのコンプライアンス・マインドの醸成、コンプライアンス違反の防止などのためにコンプライアンス・マニュアルを作成して職員に周知しています。また、役員用に「役員コンプライアンス読本」を作成・配付しています。

指導・教育研修・啓発活動

金庫内の集合研修や各種会議の際には、職員に対してコンプライアンス意識向上のための教育活動を行っています。また、コンプライアンスに関する情報を適時適切に発信し、情報の共有をはかっています。

コンプライアンス・ホットライン制度

職員から寄せられる情報によってコンプライアンスに係る問題を早期に発見し、問題の解決に向けて迅速に対処するため、内部通報制度としてコンプライアンス統括室、常勤監事および法律事務所を受付窓口とするコンプライアンス・ホットライン制度を設けています。

新潟県労働金庫倫理綱領　基本原則

1.（労働金庫の社会的責任と公共的使命の自覚）
私たちは、労働金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、健全な業務運営に努めます。

2.（きめ細かい金融等サービスの提供）
私たちは、創意と工夫を活かした金融および非金融サービスの提供等を通じて、勤労者の経済的地位の向上に貢献します。

3.（法令やルールの厳格な遵守と適正な業務運営）
私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行います。

4.（フェアで透明な事業運営と政治・行政との健全かつ正常な関係の構築）
私たちは、自己責任原則を基本とし、フェアで透明な事業を行います。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保っていきます。

5.（反社会的勢力の排除）
私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

6.（経営の積極的ディスクローズとコミュニケーションの充実）
私たちは、経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、会員はもとより、広く社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

7.（倫理重視の姿勢）
私たちは、金庫の利益と倫理が相反する場合、迷わず倫理を選択します。

8.（難解な倫理問題の積極的な解決）
私たちは、難解な倫理問題に直面した時、誰もが満足できるような解決策を積極的に創造していきます。

9.（経営トップの姿勢）
経営トップは、本綱領の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。また、金庫内外の声を常時把握し、実効ある庫内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図ります。

10.（再発防止と厳正処分）
本綱領に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行います。

金融ADR制度への対応について

お客様からのお申し出への対応

当金庫は、お客様からのお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規程を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。
お申し出は、当金庫営業日（9時～17時）に、営業店（電話番号は27～29頁参照）または本部（電話：0120-191-880）にて承っています。

紛争解決への対応

労働金庫では、お客様からのお申し出のうち金庫とお客様の間では解決できず、紛争となった場合について、下記の弁護士会が設置運営する仲裁センター等を、紛争解決のための機関としています。
当金庫営業日に、営業店・本部または全国労働金庫協会ろうきん相談所（9時～17時、電話：0120-177-288）へお申し出いただければ、仲裁センター等にお取次ぎいたします。
また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。
・東京弁護士会　（電話：03-3581-0031）
・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）
・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）
なお、仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立について、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。
① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
② 現地調停：東京三弁護士会の斡旋人と現地地方弁護士会の斡旋人が、現地弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決にあたる。
※ 移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

お客様保護の態勢

顧客保護等管理方針

当金庫は、法令および諸規則等を遵守のうえ、常にお客様の利益を尊重し、誠実に業務を行うとともに、必要な知識の習得と能力の向上につとめます。お客様に対しては丁寧かつ誠意をもって接し、属性や目的、経験等を十分考慮して、お客様の意向と実情を踏まえた対応を行い、信頼を得るようつとめます。

金融商品に関する勧誘方針

当金庫は次の4項目を遵守し、お客様に対して金融商品の適正な勧誘を行います。

1. お客様の金融商品取引に関する知識、経験、財産の状況および当該金融商品の契約を締結する目的に照らして適切な金融商品をおすすめします。
2. お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項について十分に理解していただけるよう、適正な説明につとめます。その際に、不確実な事項について断定的な判断の提供やお客様の誤解を招くような説明は行いません。
3. お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
4. 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守につとめます。

預金等の不正な払戻しへの対応

預金者保護法の趣旨を踏まえ、偽造・盗難カード、盗難通帳およびインターネットバンキング（個人のお客様用）による預金等の不正な払戻し被害が発生した際に、お客様に過失がない場合につきましては、原則補償することとしています。

今後も安心して〈ろうきん〉をご利用いただくための取組みを強化し、お客様の立場に立った対応につとめます。

プライバシー・ポリシー

当金庫は、高度情報通信社会におけるお客様の個人情報を適切に保護することが重要であると認識し、以下の方針に基づき取り組むことを宣言いたします。

1. 個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報をお預かりいたします。

2. 個人情報の利用について

(1)当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際にお示しした利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
(2)当金庫は、お客様が所属する会員団体（労働組合等）との間で、お客様の個人情報を共同利用させていただいております。
(3)当金庫は、お客様の個人情報の取扱いを外部に委託することがあります。委託する場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検など、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
(4)当金庫は、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者への提供・開示はいたしません。

3. 個人情報の管理について

当金庫では、お客様の個人情報は紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどが生じないようにセキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

4. 個人情報の開示・訂正・利用停止について

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、当金庫窓口または下記に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

5. 個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人データ管理責任者をおき、お客様の個人情報が適正に取扱われるよう、職員への教育を徹底し、取扱い状況を点検するとともに、個人情報保護の取組みを見直し改善いたします。

6. 個人情報に関する法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守し、お客様の個人情報を取扱いいたします。

お問い合わせ先

《業務統括部》
TEL 0120-480-975　FAX 025-225-2229
e-mail:gyoumu-t@niigata-rokin.or.jp
または、最寄りのお取引店舗
（最寄りのお取引店舗は27～29頁を参照ください。）

利益相反管理方針

当金庫は、法令、規程等を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取り組みます。

当金庫とお客様の間、および当金庫のお客様相互間において利益相反のおそれがある場合は、法令等に則りお客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じます。

金融円滑化管理の態勢

金融円滑化管理方針

当金庫は、創業の原点である相互扶助の精神のもと、働く人とその家族の生活向上および夢の実現に寄与することにより、お客様の信頼を一層高め、生涯にわたって取引いただける協同組織の福祉金融機関としての事業運営を基本としております。

そのため、労金が持つ社会的責任と公共的使命を十分認識のうえ、勤労者の生活安定に貢献するため、「生活応援運動」の取組みを通じ、お客様に対して必要な資金を円滑に供給いたします。

新規融資や貸付条件変更等の相談・申込みには、お客様の生活改善の可能性その他の状況等を考慮し、適切かつ迅速に対応いたします。

金融円滑化に係る組織体制

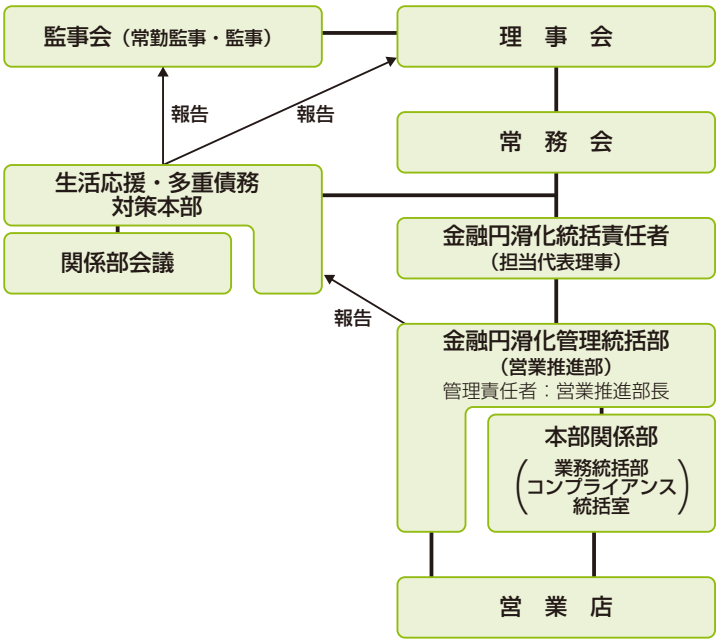

理　事　会

金融円滑化管理の方針・規程等を制定し、金融円滑化管理態勢を構築・推進します。

生活応援・多重債務対策本部

理事長を本部長とし、金融円滑化管理状況の把握および態勢強化に向けた審議等を行い、その結果を理事会および監事会へ報告します。

金融円滑化管理統括部（営業推進部）

金融円滑化管理態勢の充実・強化につとめ、態勢を評価し、その結果を生活応援・多重債務対策本部へ報告します。

営　業　店

営業部店長を営業店対策責任者、内部次席を営業店相談責任者とし、お客様の生活設計や返済に係る負担の軽減を主眼に、個々の状況に対応した解決策を提案します。

金融円滑化に向けた貸付条件変更等の実施状況

●住宅ローンをご利用のお客様向け

（単位：件、百万円）

項　目		申込み	実　行	謝　絶	審査中	取下げ
2013年度末	件　数	1,070	893	94	15	68
	金　額	10,863	9,100	939	126	696
2012年度末	件　数	875	719	75	19	62
	金　額	8,803	7,272	744	157	629

お問い合わせ先

《営業推進部》
TEL 0120-191-880
受付時間　平日 9:00～17:00
（ただし、当金庫の休業日を除く）

リスク管理の態勢

金融の高度化、多様化、グローバル化が進むなか、金融機関が直面するリスクは、量的に増大しているだけでなく質的にも複雑化してきています。お客様の期待に応え事業を発展させていくため、当金庫は、リスク管理を重点課題の一つと位置づけ、その強化・厳正化につとめています。

リスク管理体制

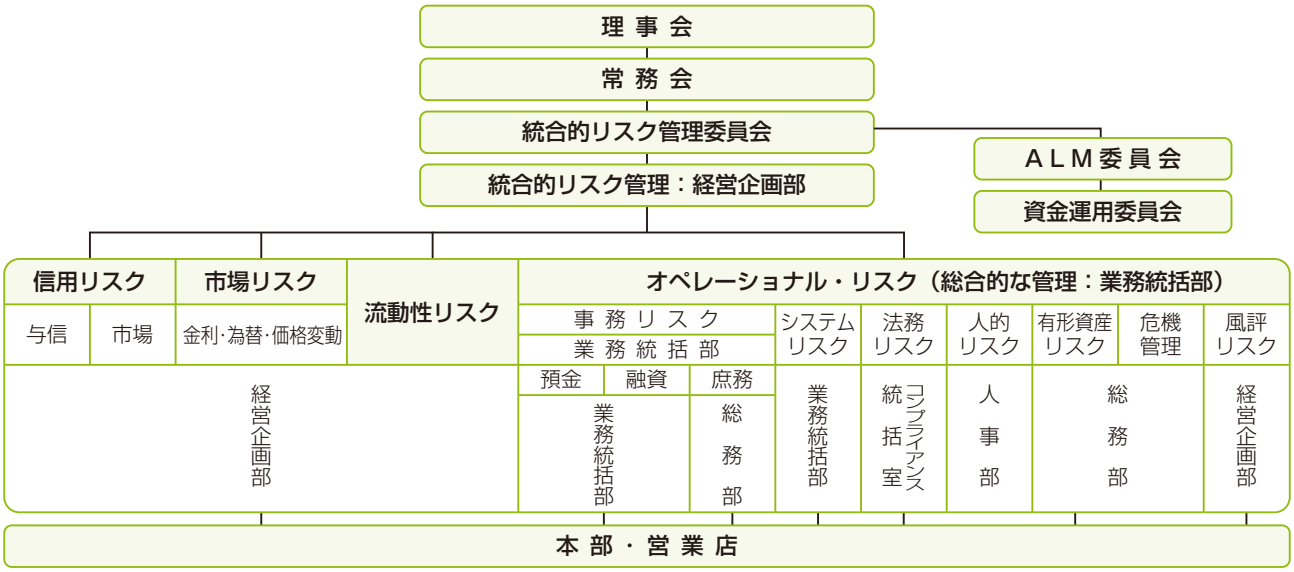

統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対比することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」「市場リスク」「流動性リスク」および「オペレーショナル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に統合的リスク管理委員会およびALM委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないようつとめています。

信用リスク→融資先や有価証券等発行先の信用状態が悪化して、貸出金や有価証券等の元本や利息の回収･償還が困難となるリスクです。

与信信用リスク→融資先の信用状態の悪化により元本や利息の回収が困難となるリスクです。

- 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る対策として、個別審査体制の強化、正確な自己査定の実施、延滞債権管理態勢の強化につとめています。
- 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう審査スタッフの育成につとめています。
- 営業店の決裁権限を超える貸出案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応につとめています。
- 金庫全体の与信信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、与信信用リスクの量的な把握につとめています。

市場信用リスク→債券など有価証券発行元の信用状態が悪化し、元本償還や利息受入が困難となるリスクです。

- 有価証券等の取得にあたっては、金庫で定める資金運用規程に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、一定格付以上を取得対象とするなど市場信用リスクの抑制につとめています。
- 有価証券等の取得後も定期的な自己査定を行い、事情変化についても追跡管理しています。

市場リスク→金利･為替･株式などの市場の変動要因により、資産や負債の価値が影響を受け、損失を被るリスクです。

- 当金庫では、資産・負債全体の市場リスク量を統計的手法であるVaR（バリューアットリスク）により月次で計測し、市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理しています。

金利リスク→資産と負債の期間ミスマッチにより、金利が変動した場合に価値や収益が変動・低下するリスクです。

- 金利変動のシナリオに基づいて先行きの収益変化についてシミュレーションを行っています。

為替リスク→外貨建資産･負債について、為替価格が当初予定されていた価格と相違することによって損失を被るリスクです。

- 当金庫では、為替リスクのある商品は保有していません。

価格変動リスク→有価証券等の価格の変動に伴って資産価値が減少するリスクです。

- 当金庫では、価格変動リスクの大きい株式等の商品は保有していません。

流動性リスク→市場の混乱等により市場取引が阻害されたり、予期せぬ資金の流出などで資金繰りに支障をきたすことにより、損失を被るリスクです。

- 資金ショートを発生させないよう、流動性リスクを考慮した現金等の保有基準の設定とポートフォリオの構築、さらに日常的な資金フローの把握・管理により、支払準備資産を適切に確保しています。

オペレーショナル・リスク →日常業務において、役職員の活動もしくはシステムの不具合などの内生的な事象、または外生的な事象により損失を被るリスクです。

事務リスク→役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正などを起こすことにより、損失を被るリスクです。

- 事務処理状況を的確に把握して、事務手続の定型化・標準化・システム化などを推進し、規程や事務手順、マニュアル、点検管理表などの整備をはかっています。
- 職務権限の厳格な執行と相互けん制の発揮により内部管理態勢の充実をはかっています。
- 事務の正確性・適切性確保のため本部による臨店指導等を行うほか、各部店による自主点検および内部監査によりけん制をはかっています。
- 役職別、担当職務別研修やOJT等による事務処理の習熟、オンラインシステムのチェック機能の活用などにより、スキルの高い職員の育成と適切な事務の励行につとめています。

システムリスク→オンラインシステムなどのコンピューターシステムがダウンしたり、誤作動するなど、システムの不備およびコンピューターが不正使用されることにより損失を被るリスクです。

- 当金庫のオンラインシステムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫総合事務センターが行っています。
- 同センターは地震や停電等に備えた構造・機能を有しているほか、万一、大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。
- システム障害が発生した場合の業務継続マニュアルの周知徹底および定期的な訓練の実施、セキュリティポリシーに基づく情報資産の適切な利用および保護のための安全対策の実施など、態勢整備につとめています。

法務リスク→法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクです。

- 当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修等を通じて役職員への周知徹底につとめています。
- 新規業務の開始時や各種契約の締結時には、コンプライアンス統括室によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士や監査法人等の外部の専門家に相談しています。

人的リスク→人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、および差別的行為（セクシュアルハラスメント等）により損失を被るリスクです。

- 当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および職能資格制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営につとめています。
- セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等を防止する取組みとして、全部店で研修会を開催するとともに相談窓口の常設等を行っています。

有形資産リスク→災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクです。

- 当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、必要により保険を付保するなどして各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施につとめています。

風評リスク→ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクです。

- 当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止につとめます。
- 万一、風評リスクが発生した場合は危機管理マニュアルに沿って適切な対応につとめます。

危機管理体制

当金庫では、大規模災害等の発生により通信手段が遮断して、部門ごとに独自に判断せざるを得ない場合でも迅速に組織として統一的な行動ができるよう、判断の拠り所となる基本的な考え方や態勢整備にあたっての重点事項等を「事業継続基本方針」として制定しています。

基本方針に基づき「緊急時危機対応規程」を制定して、危機発生時における組織的な役割分担と責任体制を明確にしています。

自然災害、オンラインシステム障害、および季節性インフルエンザ等の危機発生時には緊急時危機管理対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「緊急時危機対応内規」に基づき、迅速・的確に対応できる態勢を整備しています。さらに災害等によりオンラインシステムが停止する事態に備えて、会員・お客様への影響を最小限にとどめることを目的とした「オンライン障害時における特定優先業務継続マニュアル」を制定しています。

また、平常時における業務継続態勢の整備に係る取組みとして「業務継続管理内規」を制定し、自然災害等の発生を想定した定期的な訓練、職員教育、計画的な物資調達を行うなど、態勢の強化につとめています。

CSR（企業の社会的責任）への取組み

ろうきんは、働く人たちがお互いを助け合うという、あたたかな絆から生まれた協同組織の福祉金融機関です。ろうきんの基本姿勢や、社会的役割、暮らしに役立つ商品やサービスのすべてが、「相互扶助の精神」から成り立っています。

「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」という<ろうきんの理念>にもとづき、これまで金融サービス、社会貢献、環境保全などに係るCSRへの取組みを進めてまいりました。

ろうきんが、福祉金融機関としての役割を果たし、会員・お客様・地域社会などから、あらゆる面で信頼される金融機関としてあり続けるため、CSR基本方針にもとづき、働く人の生活向上に向けた生活応援運動の展開や、福祉金融機関としての金融商品の開発・提供のほか、NPOへの支援や地域社会への貢献活動などに積極的に取り組んでまいります。

CSR基本方針

当金庫は、協同組織の福祉金融機関として誠実かつ公正な事業活動を行うとともに、会員、お客様、地域社会など、当金庫のステークホルダーとのコミュニケーションを重視し、相互理解のために積極的な情報開示を行います。

「相互扶助」の精神のもと、働く人たちの生活を守り、豊かにするため、時代の変化やニーズの多様化に対応した金融サービスを提供します。

働く人たちの暮らしや福祉の向上を目指し、関連団体と連携しながら、地域社会への貢献活動やNPO団体等への支援など、幅広い活動を展開します。

働く人たちが安心して生活できる社会を実現するため、環境への負荷軽減と、持続可能な地域社会づくりに寄与する活動を、継続的に取り組みます。

生活応援運動

1 はたらく人たちの暮らしを支える活動

生涯伴侶宣言

暮らしを守り、より豊かにするため、
生涯にわたって、いつもあなたのそばで
ともに歩んでいくパートナーでありたい。

使命は「はたらく仲間たちの生活応援」。はたらく仲間からお預かりした資金は大切な共有財産として、住宅ローンやマイカー購入資金などさまざまなライフシーンに合わせた商品をご利用いただくことで、はたらく仲間のために役立てられています。
〈ろうきん〉はいつもそばで、はたらく仲間一人ひとりと向き合い、さまざまな商品やサービスで、生涯にわたって暮らしを応援していきます。

使　命

●はたらく人の財産形成
〈ろうきん〉は、
はたらく人の財産形成を願い、
「安心」・「安全」な預金商品を中心に
「貯蓄の推奨」をご提案します。

●はたらく人の利便性や利用条件の向上
〈ろうきん〉は、
はたらく人の利便性や利用条件の向上を願い、
出来るだけ皆さまの負担を
軽減したサービスをご提案します。

●はたらく人の生活向上
〈ろうきん〉は、
はたらく人の生活向上を願い、
ライフサイクルにあわせた融資商品を揃えて
長く安心して利用できる金利設定で
ご提案します。

営利を目的としない金融機関〈ろうきん〉だからできること。

借りた後も返済しやすい仕組みです。

■返済計画を立てやすい金利設定
返済計画を立てやすく、安心して返済できるよう、〈ろうきん〉住宅ローンは全期間にわたって金利をできるだけ低く設定しています。

■返済方法の変更が可能
ご利用中のローンの返済金額を見直すこと（減額など）ができます。変更手数料は無料です。

■繰上げ返済手数料無料
ご利用中のローンの繰上げ返済手数料は無料です。返済金額・回数に制限はありません。

困った時のフォローもします。

■勤労者生活支援特別融資制度
勤務先の事情による離職・収入減少などでお困りの方を対象に、ご利用中の〈ろうきん〉ローンの返済金額・期間などの変更や、他行ローンの借換などのご融資を行う制度です。

■「技能者育成資金融資制度」・「求職者支援資金融資制度」（国と連携）
経済的な理由により職業訓練を受けることが困難な方や雇用保険を受給できない方に対して、職業訓練中の生活を維持するための生活費・就職活動費等をご融資する制度です。

■「離職者生活ローン」（新潟県と連携）
勤務先の事情により離職された方への生活支援融資制度です。

※詳しい制度内容等は窓口にお問い合わせください。

2 多重債務対策の取組み

●多重債務未然防止に向けた活動

多重債務を未然に防止するため、「多重債務に陥らないためには」・「まずは誰に相談すればよいのか」・「どのような方法で問題を解決できるのか」について、マネートラブル防止のための学習会を会員労働組合等で実施しています。2013年度は、延べ344回、合計9,042人にご参加いただきました。

また、高等学校等の授業の一環として、クレジットの仕組み、悪質商法の手口やインターネット被害など、特にこれから社会に巣立っていく高校生にとって身近に起こりうるマネートラブルについて分かりやすく解説する、「マネートラブル防止講座」も実施しています。

さらに、多重債務未然防止活動にご理解いただいた自治体や、大学・短大・専門学校では、身近に起こりうるマネートラブルについて、イラストやマンガ等で構成された多重債務問題冊子「マネートラブルにかつ！」を関連団体と協力して配付し、金融トラブルに対する警鐘活動を推進していただきました。

●「初期相談～解決まで」のプロセスを確立

2007年6月に理事長を本部長とした「生活応援・多重債務対策本部」を設置し、各営業店に多重債務相談責任者を配置して、個別の相談に初期対応ができる体制を確立しました。また、お受けした相談については、全県下40名を超える認定司法書士・弁護士とネットワークを形成し、具体的解決へ導くことのできる体制を確立しています。

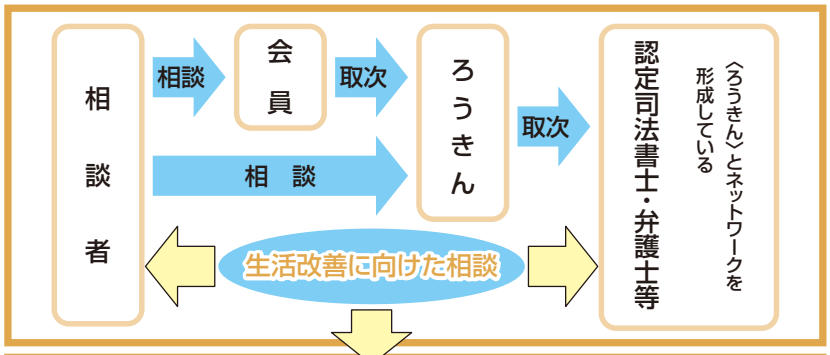

専門家の判断により①任意整理②特定調停③民事再生④自己破産のいずれかの方法で解決をはかります。任意整理の場合は、確定した債務を〈ろうきん〉の融資で一括肩代わりする方法や和解で分割返済する方法、または親族等の援助により一括弁済する方法などがあります。

困ったときは、まず相談

各営業店の窓口のほか、
下記の専用窓口にて
承っています。

多重債務相談ダイヤル
TEL 025-225-2000
受付時間　平日 9：00～17：00
（ただし、当金庫の休業日を除く）

お客様満足度向上に向けた取組み

当金庫は、すべての勤労者の方に安心してご利用いただける、良質な金融サービスを提供し続けるために、お客様からのご要望やニーズに的確にお応えする取組みをすすめています。

1 改善・対応した主な取組み

①リニューアルオープンしたろうきんローンプラザ新潟西では、個室の相談ブースでゆっくりとご相談いただけます。
②セブン銀行ATMでは、ろうきんキャッシュカードによる入出金・残高照会が24時間ご利用いただけます。（特定日は除きます。）
③ろうきん以外のATMでろうきんキャッシュカードをご利用の場合、ご利用時間に関係なく、お引出し手数料をご利用口座へ即時キャッシュバックしています。
④時間外での振込予約など、ATM振込機能を拡充しました。
⑤インターネットバンキングのサービスを拡充し、さらに便利にご利用いただけるようになりました。（詳しくは23頁をご覧ください。）

2 様々なローン相談会の実施

お客様のローン相談ニーズにきめ細かく対応するため、ローンプラザでの相談対応のほか、全店統一の休日ローン相談会を毎月開催しています。また、1人でも多くのお客様からご相談いただけるよう、地域事情にあわせた営業店独自相談会を開催しています。

なお、相談会の開催日は、当金庫ホームページでもご案内しています。

3 職員研修

お客様の期待に応える金融サービスを提供するため、各種研修や休日セミナーを実施し、職員の知識、接遇能力の向上につとめています。

4 障がいがあるお客様に配慮した取組み

視覚に障がいがある方や自筆が困難な方でも、安心してご利用いただけるよう、サービスの拡充につとめています。
①視覚障がい者の窓口振込手数料をATM振込手数料と同額にしています。
②視覚障がい者誘導用ブロックを敷設し、ご来店いただきやすい環境を整えています。
③当金庫のATMは、全て視覚障がい者対応ATMです。
④当金庫職員による代筆・代読のお取扱いをしています。

視覚障がい者対応ATM

福祉金融機関としての金融商品の開発・提供

当金庫は、はたらく人のための福祉金融機関として、金融機能の側面から勤労者の生活を守り、応援するために、金融商品の開発・提供をすすめています。

1 福祉マイカーローン

身体障がい者用自動車・介護用自動車の購入費用や改造費用などを対象に、当金庫の一般ローンより低い金利でご利用いただけます。

2 福祉教育ローン

母子家庭・交通遺児家庭の方の教育資金を対象に、当金庫の一般ローンより低い金利でご利用いただけます。また、ご利用者は、仕送りのための「ろうきん定額自動送金サービス」ご利用手数料が無料となります。

3 福祉ローン

医療費、育児費用、介護費用、災害復旧に必要な費用および育児・介護休業期間中の生活費の補填資金にご利用いただけます。

4 日本学生支援機構奨学生に対する入学金融資制度

日本学生支援機構〈入学時特別増額貸与奨学金〉をご希望の皆さまに、増額奨学金交付までの間、入学時に必要な資金を、交付される増額奨学金の範囲内でご融資いたします。

東日本大震災等に係る取組み

2011年3月の東日本大震災および長野県北部地震により被害を受けられた方への支援に、引き続き取り組んでおります。

1 融資関連の特別対応

被災された方およびご親族の方への生活再建・災害復旧を支援する、「災害ローン」を取扱っております。（取扱期間は2016年3月31日まで）

また、当金庫の融資をご利用いただいているお客様からのご返済条件の変更についてのご相談を承っております。

2 振込手数料の免除

当金庫の窓口から、会員団体等が労働金庫本・支店（全国ろうきん含む）に開設した義援金受入口座へのお振込みにかかる手数料はいただきません。なお、対象となる義援金受入口座については、当金庫本・支店にお問い合わせください。

地域・社会への貢献活動

当金庫は、地域・社会への貢献活動に取り組んでいます。

1 青少年スポーツ事業への支援

スポーツを通じた青少年の健全育成の一翼を担い、地域社会に貢献するため、「TeNYちびっこミニサッカーフェスタU-10」へ協賛しています。

2013年も多数のチームによる熱戦が繰り広げられました。

2 公益財団法人新潟県交通遺児基金への寄付

マイカーローン新規利用1件につき100円を、公益財団法人新潟県交通遺児基金に寄付しています。また、マイカーローンご利用の皆さまにも50円または100円のワンコイン寄付をよびかけています。

2013年度は、675,570円の寄付を行いました。

3 「懸賞品付定期預金（貯蓄大将）」による福祉団体等への寄付

対象定期預金のお預入れ10万円につき10円を当金庫が福祉団体等に寄付する「懸賞品付定期預金（貯蓄大将）」を多くのお客様からご利用いただきました。

2013年度は、福島の子ども保養プロジェクトおよび新潟県内の児童養護施設5カ所に合計110万円の寄付を行いました。

4 社会福祉法人「新潟いのちの電話」への寄付

新潟いのちの電話は、1984年に始められたボランティアによる電話相談活動で、行政や民間の諸機関と連携して自殺予防に関する相談活動や啓発活動を実施しています。

当金庫は、同団体に対して毎年寄付を行っています。

5 「愛のかけ橋バザー&フェスタ」への協力

「愛のかけ橋バザー＆フェスタ」は、新潟国際ボランティアセンターが実施する新潟発の国際協力活動です。

当金庫では、2013年に実施された同イベントに対し、日用品などを取りまとめ、バザー商品の提供を行いました。

6 ろうきんえくぼの会

ろうきんえくぼの会は、当金庫役職員の有志による任意団体であり、希望者が拠出した資金を取りまとめて、ボランティア団体・地域福祉施設等への寄付・支援等を行っています。

これまでに、あしなが育英会や公益財団法人新潟県交通遺児基金などに寄付を行ってきました。

7 その他

地元のサッカーチームや地域の文化芸術振興イベントなどへ協賛しているほか、営業地域における祭りなどにも参加し、地域の皆さまとの親密な関係づくりにつとめています。

環境への取組み

当金庫は、自然環境と共存しながら社会とともに発展することを目的に、環境負荷の低減につとめています。

1 ろうきん森の学校

労働金庫連合会の50周年記念事業として、豊かな森の再生、環境問題に取り組む人材育成を柱とした「ろうきん森の学校」が、2005年10月に全国3地区（福島地区・富士山地区・広島地区）で開校しました。

「ろうきん森の学校」は、日本の里山再生をテーマに労働金庫連合会が活動資金を支援し、NPO法人ホールアース研究所を主管団体として実施する森林環境教育事業です。

●ろうきん森の学校の特色

①「森づくり」から、「人づくり・地域づくり」につなげる自然学校運動

②現地NPOが主導する「地域主体型」活動の定着

③支援団体関係者への体験プログラムを通じた「環境マインドの醸成」

2 金融エコ商品の取扱い

当金庫では、エコ住宅の新築・購入時およびエコ住宅へのリフォーム時に住宅ローンをご利用いただく場合、通常より低い金利で提供しています。

3 その他

冷暖房の適正温度設定やクールビズの実践、グリーン商品の購入など、省エネ・省資源につとめ、環境負荷軽減をはかっています。また「全国植樹祭2014にいがた」「にいがた緑の百年物語」への協賛のほか、「緑の募金」に賛同しています。

NPOへの支援

NPOは、行政や一般企業ではカバーできない福祉や環境、子どもの育成など、さまざまな分野で活動を行っています。
当金庫では、新潟県内で活動するNPOを、金融面から支援しています。

1 NPO応援ローン

NPO応援ローンは、2012年度に〈ろうきん〉創立60周年記念事業の一環として、新潟県内のNPO法人の発展を目的に新設した融資制度です。

新潟NPO協会の「公益性審査委員会」において、NPO法人の活動内容について公益性・社会的意義等を確認後、〈ろうきん〉が融資申込みの審査を行います。

この連携により、NPO法人の資金需要に対し適切な相談を行うとともに、手続きを簡素化するなど、よりご利用しやすい制度づくりを目指しています。

2013年度は、6件2,710万円のご利用がありました。

■NPO応援ローンの制度内容

融資対象	次のすべてを満たす特定非営利活動法人 ●任意団体期間を含め3年以上の活動経験があり、かつ法人格取得後最低1事業年度の決算が確定していること。 ●新潟県内に主たる事務所を有していること。 ●新潟NPO協会内の「公益性審査委員会」による公益性審査を経て、融資申込みの推薦を得たNPO法人。	ご融資期間	運転資金（短期）、つなぎ資金 ●分割払いは1年以内 ●一時払いは原則として3カ月以内、最長6カ月以内。 但し、つなぎ資金は委託金・助成金の交付までとし、原則として1年以内となります。 設備資金（長期） ●5年以内（1年単位）
ご融資限度額	500万円 但し、つなぎ資金は2,000万円以内で交付金の範囲内。	ご返済方法	●元利均等毎月返済 ●期日一括返済（利息前払い方式）
お使いみち	●運転資金　●設備資金　●つなぎ資金 ※赤字補填資金、高利借換資金、取引先への融資資金、役職員の生活資金等は不可。 ※つなぎ資金は、国・地方公共団体から指定を受けた事業等で、委託金または助成金等により融資を精算できるものを対象とします。	融資金利	融資金利は窓口にお問い合わせください。
		担保	無担保
		保証	個人連帯保証人1名以上（法人代表者を1名以上含む）

※上記、融資制度のほかに「NPO事業サポートローン」の取扱いをしています。

2 新潟ろうきんNPO寄付システム

～福祉金融機関<ろうきん>による地域循環型の寄付制度～

「新潟ろうきんNPO寄付システム」は、お客様の普通預金口座から定期的にNPO等への寄付金を自動振替する制度です。

集まった寄付金は、「にいがたNPO基金」が管理し、事業の社会的意義、公益性、情報の公開性、会計の透明性などから、「にいがたNPO基金」が一定の評価基準で選考したNPO等へ配分されます。

寄付先のNPO等の活動状況等は、にいがたNPO基金ホームページなどでお知らせします。

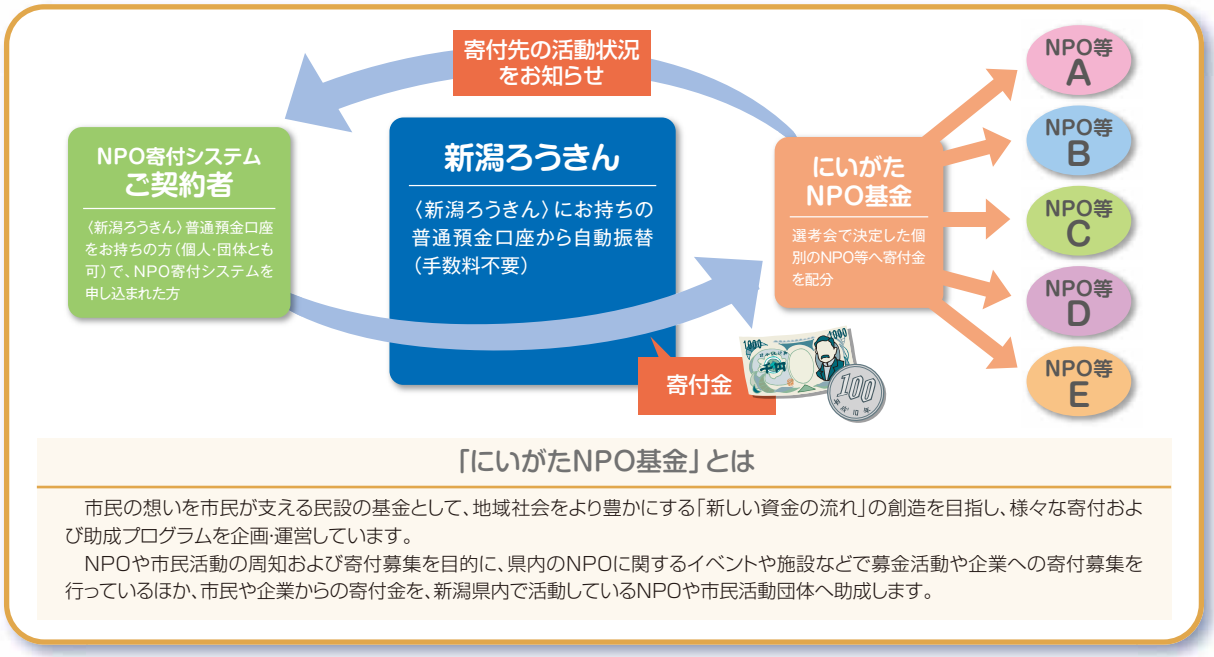

「にいがたNPO基金」とは

市民の想いを市民が支える民設の基金として、地域社会をより豊かにする「新しい資金の流れ」の創造を目指し、様々な寄付および助成プログラムを企画・運営しています。

NPOや市民活動の周知および寄付募集を目的に、県内のNPOに関するイベントや施設などで募金活動や企業への寄付募集を行っているほか、市民や企業からの寄付金を、新潟県内で活動しているNPOや市民活動団体へ助成します。

ろうきん財団の活動

「一般財団法人新潟ろうきん福祉財団（略称：ろうきん財団）」は、1983年に、当時の高度経済成長に伴う勤労者ニーズの多様化や、労働金庫事業の範囲を超えたサービスへの期待の高まりを受け、ひろく県民の暮らしの向上と福祉の増進に役立つことを目的に、新潟ろうきんが創立30周年記念事業として設立した団体です。

これまで、「NPO等助成事業」「地域福祉団体等助成事業」「大学生奨学金貸与事業」「暮らしなんでも相談事業」「文化教養に関する事業」および「調査・研究事業」を行ってきましたが、2013年4月の一般財団法人への移行を機に、新たな公益目的事業である「高校生奨学金給付事業」「県民・勤労者の福祉向上に関する事業」および「自立した持続可能な地域社会創造事業」を加え、事業を展開しています。

また、2014年4月に、法人名称を「新潟県勤労者福祉厚生財団」から「新潟ろうきん福祉財団」に変更しました。

1 NPO等市民活動団体に対する助成事業

新潟ろうきんからの1億円の寄付金をもとに、NPOや市民活動団体等を支援し、これら団体の発展と県民福祉の向上を目的として、2003年度からNPO等市民活動団体に対する助成を開始しました。

これまでに、延べ205団体に総額9,952万6千円の助成を行いました。

また、融資を利用したNPO等に対し金利2%相当額を助成する「NPO等助成事業特別助成」は、6団体に総額15万8千円の特別助成を行いました。

■2013年度助成団体（16団体　合計904.4万円）

団　体　名	所在地	助成金額（万円）
特定非営利活動法人　まちづくり学校	新 潟 市	100
特定非営利活動法人　エス·ネット	佐 渡 市	100
新潟ワイルドライフリサーチ	長 岡 市	89
ひゃくいちねん会	柏 崎 市	84
特定非営利活動法人　野外教育学修センター魚沼伝習館	魚 沼 市	82.6
フードバンクにいがた	新 潟 市	82.5
特定非営利活動法人　ボランティア亀田	新 潟 市	75
特定非営利活動法人　にいがた·オーティズム	新 潟 市	57
生物多様性保全ネットワーク新潟	新 潟 市	41.9
特定非営利活動法人　支援センターあんしん	十日町市	40
特定非営利活動法人　大杉の里	上 越 市	40
特定非営利活動法人　渓流再生フォーラム	新 潟 市	30
特定非営利活動法人　自立生活センター新発田	新発田市	26
りてらこや新潟	新 潟 市	23.6
特定非営利活動法人　子どもの虐待防止ネット·にいがた	長 岡 市	18.4
特定非営利活動法人　希望の会福祉会	長 岡 市	14.4

助成金によって作成したパンフレットと冊子
（まちづくり学校）

コミュニティカフェで提供するピザを焼く
石窯づくりの様子（ひゃくいちねん会）

2 地域福祉団体等への助成事業

2013年度は、県内26カ所の地域福祉団体へ総額250万円の助成を行いました。また、「新潟いのちの電話」に引き続き助成を実施したほか、新潟県労働者福祉協議会が行う「仕事や暮らしの緊急支援事業（新潟パーソナル・サポート・サービス事業）」に100万円の助成を行いました。

3 大学生奨学金貸与事業

本事業は、病気や交通事故などで親を亡くされた学生を支援することを目的に2003年度から行っています。2007年度からは、母子、父子家庭の学生へも募集対象を拡大し、ひろく県民学生の支援を行ってきました。

2013年度募集では、18名の方に奨学金を貸与しました。

4 高校生奨学金給付事業

本事業は、経済的な事情によりお子様の高等学校等への就学が困難な家庭を支援することで、お子様の就学と健全な育成をはかることを目的に、返還義務のない給付型の奨学金として2013年度から開始しました。

2013年度募集では、30名の方に奨学金を給付しました。

5 文化教養に関する事業

2013年度は、上越市で文化講演会を開催し、ご来場された方の入場料は、上越市社会福祉協議会に寄付を行いました。

開催日	開催地	会　場	演　題
11月12日	上 越 市	リージョンプラザ上越	社会風刺コント集団「ザ・ニュースペーパー」チャリティー講演会

6 県民・勤労者の福祉向上に関する事業

本事業は、県民の暮らしに関わる諸問題・課題を共有し、県民の福祉向上と安心・安全な暮らしづくりを目的として、県内の勤労者・労働者福祉団体・NPO・自治体関係者等が一堂に会して連携・交流する活動を展開することとしています。2013年度は、県内全域を対象とするフォーラムを中越地域で、各地域を対象とするセミナーを3カ所で開催しました。

●2013にいがたワーク・ライフフォーラムin長岡（中越地域）

“福祉はひとつ”を基本理念として、県内勤労者・労働者福祉団体・NPO等市民活動団体・地域の皆様など多数の方々から参加いただき、長岡市を会場に、10月18日～19日の2日間の日程で、第1回フォーラムを開催しました。「生活困窮者自立支援について」など16のセッション、全体交流会、NPO等市民活動団体への寄付イベントや、「夜回り先生」こと水谷修氏の記念講演などを開催し、労働団体とNPO等市民活動団体との交流をはかりました。

ワーク・ライフフォーラムin長岡

●2013 ワーク・ライフセミナー（新潟地域、下越地域、上越地域）

県内3地域において、地域住民の福祉向上と安心・安全な暮らしづくりを目的として、記念講演会、NPO等市民活動団体への寄付イベント、パネルディスカッション、NPO等市民活動団体や地元企業の視察等、地域の特色を生かしたセミナーを開催しました。

ワーク・ライフセミナーin新潟

7 自立した持続可能な地域社会創造事業

過疎・高齢化が進む中山間地域や離島において、地域の暮らしを支える多様な仕事をつくり、新たな雇用の創出や就労場所の確保を支援するため、2013年度から以下の事業を開始しました。

●地域社会創造助成事業

県内における自立した持続可能な地域社会の創造につながる事業・活動の発展および新たな事業の開始・定着を目的として、地域社会創造助成事業を実施しました。2013年度は、10団体に対し総額1,444万円の助成を行いました。

■2013年度助成団体

団　体　名	所在地	助成金額（万円）
わかとち未来会議	小千谷市	200
荻ノ島地域協議会	柏 崎 市	200
特定非営利活動法人　都岐沙羅パートナーズセンター	村 上 市	200
特定非営利活動法人　かみえちご山里ファン倶楽部	上 越 市	200
佐渡地区農山漁村体験推進協議会	佐 渡 市	180
チームみんなの庭	南魚沼市	167
ものずき村	魚 沼 市	100
特定非営利活動法人　アースロア	湯 沢 町	80
結束集落	津 南 町	60
じろの会	糸魚川市	57

佐渡島内9地区のまち歩きツアーのパンフレット「さどんぽ」
（佐渡地区農山漁村体験推進協議会）

農園運営事業（アースロア）

●地域づくりセミナー開催事業

地域社会創造助成事業の助成団体を対象に、仕事づくりに関わる研修および団体間の交流により、地域づくりの推進をはかることを目的として、地域づくりセミナーを開催しました。2013年度は、中魚沼郡津南町結束にて、11月12日～13日の日程で、地域づくりの先進事例「荻ノ島再生プロジェクトの取組み」と題した講演および助成金交付団体による助成事業の中間報告等を行いました。

●地域づくりコーディネーター養成講座開催事業

自立した持続可能な地域社会を創造していくためには、人材育成が欠かせません。地域づくりの取組みや運営に関わる実践的なコーディネート技術を学ぶ機会を提供することを目的として、新潟県NPO・地域づくり支援センターに企画・運営を委託し、「第1回地域づくりコーディネーター養成講座」を開催しました。

●新潟県地域づくり巡回講座（にいがた旬塾）開催事業

地域づくりの現場で活かせる知識の習得と活動の裾野拡大、およびろうきん財団が行う「地域社会創造助成事業」の紹介を目的として、新潟県NPO・地域づくり支援センターに企画・運営を委託し、「新潟県地域づくり巡回講座2013（にいがた旬塾）」を県下5カ所で開催しました。

各会場では、「地域を楽しくする仕掛け術！」と題して、県内各地で地域づくりのプロデューサー・アドバイザーとして奔走している佐藤春夫氏から、豊富な事例とノウハウの紹介を交え、ご講演いただきました。

開催日	開催地	会　　場
6月14日	三 条 市	燕三条地場産業振興センター　リサーチコア
6月17日	佐 渡 市	佐渡トキ交流会館
6月20日	上 越 市	ユートピアくびき「希望館」
6月21日	新発田市	新発田市地域交流センター　きやり館
6月25日	小千谷市	小千谷市総合産業会館「サンプラザ」

8 調査研究事業

県民勤労者の福祉向上に向けた調査研究事業として、1992年6月に続き、新潟県民の生活実態調査に着手しました。

また、2014年度は、「社会的企業の起業に関する調査・研究」「ソーシャルファイナンスに関する研究」および「高齢者福祉に関する調査・研究」について、各関係団体の協力を得ながら実施することとしています。

9 ライフプランセミナー等開催事業

●ライフプランセミナーの開催（佐渡地域、小千谷地域、柏崎地域、上越地域、県央地域）

生活等に関わる諸課題をテーマに掲げ、NPO等市民活動団体や自治体関係者等との協力・協調関係を築きながら、地域の期待に応える内容のセミナーを開催しました。

開催日	開催地域	講 演 内 容 等
10月22日	佐渡地域	佐渡の消費者相談
10月26日	小千谷地域	勤労者のための財テク？講座
11月27日	柏崎地域	生きるを支える
２月17日	上越地域	定年に備えるライフプラン
２月25日	県央地域	コミュニケーション作りについて

「勤労者のための財テク？講座」（小千谷地域）

●にいがた福祉リーダー塾の開講

「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会（労福協2020年ビジョン）」に示される社会の創造に挑戦する人材を育成するため、新潟県労働者福祉協議会の協力を得て、第1期（前期）プログラムを2月21日～22日に開催しました。

■第1期（前期）プログラム（講義のみ抜粋）

開催日	講　義　内　容	講　　師
2月21日	第1講座 「歴史から学ぶ労働運動・労働者自主福祉運動の理念、課題」	中央労福協　前事務局長　高橋　均 氏
	第2講座 「これからの日本社会と協同組織事業団体に期待するところ」	早稲田大学　教授　田村正勝 氏
2月22日	第3講座 「連帯経済の担い手としての協同組合へ」	山口福祉文化大学　教授　高木郁朗 氏
	第4講座 「新潟県内のNPO活動の現状」	NPO法人くびき野NPOサポートセンター 事務局長　近藤尚仁 氏

預金業務のご案内

（2014年7月1日現在）

便利さで日々の暮らしをお手伝い

預金の種類		しくみと特徴	期　間	お預入れ額
総合口座	普通預金	預ける・受取る・借りる・貯める・支払うの5つの機能を1冊にセットした通帳です。普通預金の便利さと、定期預金の有利さを活かしながら、自動融資（担保定期預金合計額の90%以内・最高300万円まで）もご利用いただけます。お預入れいただける定期預金は、ワイド定期・スーパー定期・大口定期預金・変動金利定期預金です。	定めはございません	1円以上
	定期預金		該当の定期預金に準じます	
普通預金		公共料金の自動支払いや年金のお受取りなど、おサイフがわり、家計簿がわりに使える便利な預金です。	定めはございません	1円以上
普通預金無利息型（決済用預金）		お利息はつきませんが、預金保険制度により、全額保護される預金です。		
貯蓄預金		お出し入れが自由な利便性と、残高階層別金利の有利性を兼ね備えた預金です。まとまった資金の短期の運用に最適です。		
当座預金		代金決済に安全で便利な小切手利用のための預金です。		
通知預金		据置期間は7日間です。まとまった資金の短期運用にご利用ください。お引出しの場合は、お引出し日の2日前までにご通知ください。	7日間以上	

コツコツ貯めて夢を実現！

預金の種類		しくみと特徴	期　間	お預入れ額
エース預金	エンドレス型	毎月とボーナスからの積立てで、大型の財産づくりに最適です。1年以上継続（原則として毎月積立を継続）している方はローン金利引下げの特典が受けられます。	定めはございません	1円以上（1円単位）
	確定日型	マイカー購入・旅行・結婚などの目的に向けた計画的な財産づくりに最適な積立てです。1年以上継続（原則として毎月積立を継続）している方はローン金利引下げの特典が受けられます。	積立3年以上 据置3カ月以上	
	年金型	年金タイプでお受取りになれる有利な積立てです。1年以上継続（原則として毎月積立を継続）している方はローン金利引下げの特典が受けられます。 ＊ご契約時における一括のお預入れも可能です。	積立3年以上＊ 据置3カ月以上 受取3年以上20年以内	
財形貯蓄（注）	一般財形	給料やボーナスからの天引きで、働く人たちの財産づくりに最適な積立てです。1年以上継続（原則として毎月積立を継続）している方はローン金利引下げの特典が受けられます。	3年以上	1,000円以上（1,000円単位）
	財形年金	ご本人の生活設計にあわせて、年金タイプでお受取りになれる有利な積立てです。退職後も非課税の特典（財形住宅とあわせて貯蓄残高550万円まで）が受けられます。1年以上継続（原則として毎月積立を継続）している方はローン金利引下げの特典が受けられます。	積立5年以上 据置6カ月以上5年以内 年金受取5年以上20年以内	
	財形住宅	マイホームのご計画にあわせた住宅資金づくりに最適な積立てです。財形年金とあわせて貯蓄残高550万円まで非課税の特典が受けられます。1年以上継続（原則として毎月積立を継続）している方はローン金利引下げの特典が受けられます。	5年以上	

（注）お勤め先によってはご利用いただけない場合があります。

まとまった資金を安全・確実に運用

預金の種類	しくみと特徴	期　間	お預入れ額
ワイド定期（期日指定定期預金）	1年複利の定期預金です。お預入れ期間は最長3年で、1年経過後は、元金の一部のお引出し（1円以上）もできます。	3年（うち据置期間1年）	1円以上300万円未満
スーパー定期	大切な資金を最大限に活かす定期預金です。スーパー定期（複利型）は、お預入れ日から1年経過後は、所定の条件のもと元金の一部お引出しもできます。	1カ月以上10年以内	1円以上1,000万円未満
大口定期預金			1,000万円以上
変動金利定期預金	6カ月ごとに金利が変動する定期預金です。お預入れ期間3年ものは、6カ月複利型もご利用いただけます。	1年・2年・3年	1円以上
譲渡性預金	満期日前に譲渡して資金化もできる、有利な余裕資金の運用手段です。	1日以上10年以内	5,000万円以上

その他

預金の種類	しくみと特徴	期　間	お預入れ額
純金積立	月々3,000円からの積立てが可能です。貯まった純金は、金地金でのお受取りはもちろん、金貨やジュエリー（金の装飾品）に交換できるほか、ご希望の分だけ現金で引出すことも可能です。（年間手数料・購入委託手数料等が別途必要になります。）	1年（自動継続）	3,000円以上（1,000円単位）

●預金金利については、当金庫本・支店にお問い合わせください。

融資業務のご案内

（2014年7月1日現在）

個人向けローン

担保区分	ローンの種類	お使いみち・ローンの特色	ご融資限度額	ご融資期間	保　証
無担保ローン	マイプラン	お使いみちは自由です。ご利用限度額（極度額）の範囲内で繰返しご利用いただける定額返済方式のカードローンです。	300万円	1年毎の自動更新	保証機関の保証付です。保証料は金利に含まれています。
	教育マイプランCAN・PASS	教育に関する費用全般にご利用いただけるマイプランです。	300万円		
	ぱあとな～30	お使いみちは自由です。勤続1年以上で年収50万円以上のパート組合員の方を対象としたマイプランです。	30万円		
	求職者支援資金融資制度	厚生労働省が実施する「求職者支援制度」に規定する訓練を受講される方のうち、「職業訓練受講支援給付」のみでは訓練受講中の生活費が不足する方を対象とした制度で、生活に必要な資金にご利用いただけます。 ＊条件によりご融資限度額、ご融資期間が異なります。	上限5～240万円＊	1～10年＊（元金返済据置期間含む）	
	技能者育成資金融資制度	経済的な理由により、職業能力開発総合大学校および公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な訓練生のうち、施設の長から推薦のあった方を対象とした制度で、入校料・職業訓練資金にご利用いただけます。 ＊訓練期間等によりご融資限度額、ご融資期間が異なります。	上限26～300万円＊	元金返済据置期間（訓練期間）経過後 1～10年＊	
	フリーローンWish	物品購入資金、旅行資金、医療費、結婚資金など様々な用途にご利用いただけます。	1,000万円	1～10年	保証機関の保証付です。保証料は当金庫が負担いたします。
	マイカーローンしゃらら	自動車購入・修理代などマイカーに関する費用全般のほか、マリン関係（ヨット・ボートなど）にもご利用いただけます。			
	福祉マイカーローン	身体障がい者用自動車・介護用自動車の購入費用や改造費用にご利用いただけます。			
	教育ローン	入学金・授業料のほか、下宿代や受験費用など教育に関する費用全般にご利用いただけます。	1,000万円	1～15年 うち5年以内の元金返済据置可能	
	福祉教育ローン	母子家庭・交通遺児家庭の方の教育資金にご利用いただけます。	500万円		
	無担保住宅ローン 住まいり～1000	新築・増改築、土地・建物購入等、住宅に関連する資金にご利用いただけます。	1,000万円	1～20年	
	固定金利選択型	特約期間（3・5・10年）中は、固定金利でご利用いただけます。特約期間終了後は、再度特約期間を選択することができます。			
	3大疾病団信付	死亡・高度障がい、3大疾病（がん・心筋梗塞・脳卒中）など、所定の支払い事由に該当した場合に保険金が支払われます。			
	無担保住宅ローン「M」（エム）	新築・増改築、土地・建物購入等、住宅に関連する資金にご利用いただけます。 ※労働組合等の間接構成員の方を対象とした商品です。	2,000万円	1～35年	
	固定金利選択型	特約期間（3・5・10・20年）中は、固定金利でご利用いただけます。 特約期間終了後は、再度特約期間を選択することができます。			
	3大疾病団信付	死亡・高度障がい、3大疾病（がん・心筋梗塞・脳卒中）など、所定の支払い事由に該当した場合に保険金が支払われます。			
	福祉ローン	医療費、育児費用、介護費用、災害復旧に必要な費用および育児・介護休業期間中の生活費の補填資金にご利用いただけます。 ＊育児・介護休業期間中に生活費の補填資金をご利用の場合、ご融資限度額は200万円となります。	1,000万円＊	1～10年（元金返済据置期間含む）	
自己預金担保ローン	自己預金担保ローン（分割払型）	住宅資金、自動車購入資金など様々な用途にご利用いただけます。	上限：担保預金金額	1～35年	保証機関の保証は付保されません。
不動産担保ローン	住宅ローン	新築・増改築、土地・建物購入等、住宅に関連する資金にご利用いただけます。	1億円	1～35年	保証機関の保証付です。保証料はご本人負担となります。
	固定金利選択型	特約期間（3・5・10・20年）中は、固定金利でご利用いただけます。 特約期間終了後は、再度特約期間を選択することができます。			
	3大疾病団信付	死亡・高度障がい、3大疾病（がん・心筋梗塞・脳卒中）など、所定の支払い事由に該当した場合に保険金が支払われます。	6,000万円		

●不動産担保ローン・教育ローン・無担保住宅ローンには、当金庫が保険料を負担して団体信用生命保険を付保しております。
●上記のほか、住宅金融支援機構提携融資「ろうきんフラット35」・自治体提携ローン等の各種融資商品をご用意しております。

ローンのご利用にあたってのご注意事項
1．事業性資金、投機目的資金にはご利用いただけません。
2．当金庫では、ご返済に無理のないよう返済基準を設けております。ライフプランにあわせた資金計画をお立てください。
3．融資金利については、当金庫本・支店にお問い合わせください。
4．詳しい説明書を店頭にご用意しております。

団体向けローン

●特定非営利活動法人向けのNPO応援ローン・NPO事業サポートローンのほか、生協資金融資、賃金手当対策資金融資、労働組合会館等建設資金融資、自治体その他法人等融資などをご用意しております。

各種業務・サービスのご案内

（2014年7月1日現在）

有価証券業務

取扱商品（窓口販売業務）の種類		期　間	お申込み単位	特徴・留意点
国　債	個人向け国債	固定　3年	1万円	満期まで金利が変わりません。
		固定　5年		
		変動10年		半年毎に金利が変動します。
投資信託		預金と違い元本保証がされていません。投資する株式や債券は毎日価格が変動するため、投資信託の基準価額もそれにつれて変動します。		

共済代理業務

全国労働者共済生活協同組合連合会（全労済）の代理店として、「労金住宅ローン専用火災共済」および「火災共済・自然災害共済」の代理店業務を行っています。

損害保険窓口販売業務

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

各種サービス

サービスの種類	サービスの内容
キャッシュサービス	キャッシュカード１枚で全国の〈ろうきん〉をはじめ、ゆうちょ銀行、銀行、信用金庫、信用組合、農漁協、セブン銀行、イオン銀行等のキャッシュサービスコーナーで現金のお引出し・残高照会ができます。また、当金庫および全国の〈ろうきん〉ATM（現金自動預払機）では、当金庫のキャッシュカードによるお預入れ・お引出しが手数料無料でご利用いただけるほか、ゆうちょ銀行、セブン銀行および相互入金提携金融機関（第二地銀、信用金庫、信用組合、一部ご利用できない金融機関があります。）のATMでは、当金庫のキャッシュカードによる口座へのお預入れが手数料無料でご利用いただけます。 ※法人（団体）のお客様のキャッシュカードは、全国の〈ろうきん〉、ゆうちょ銀行、セブン銀行、イオン銀行はご利用いただけますが、その他の提携金融機関のATMはご利用いただけません。
現金自動機利用手数料実質無料化サービス	他金融機関のキャッシュコーナーでお引出しされる際にかかるご利用手数料は、一旦口座から引落としされますが、即時にご利用口座にキャッシュバックいたします。
クレジットカードサービス	ろうきんUC（マスター／VISA）カードの入会取次ぎのほか、CD・ATMでのキャッシングサービスを行っています。
自動支払サービス	公共料金をはじめ、クレジット利用代金、各種共済掛金、保険料、返済金等を預金口座から自動的にお支払いいたします。
自動受取サービス	給与、ボーナスのほか、各種年金がご指定の口座に自動的に振込まれます。また、キャッシュカードでお手軽にお引出しができます。
公金収納サービス	県民税、市町村民税、固定資産税、自動車税、国民健康保険料、保育料、公営住宅使用料など、新潟県や市町村の公金納付ができます。
外貨宅配サービス	外貨紙幣をご自宅や勤務先に直接宅配する、三井住友銀行の「外貨宅配サービス」を取次ぎしております。 ※取扱い通貨については、当金庫本・支店にお問い合わせください。
返済方法の変更サービス	ローンご利用後、返済金額の増額・減額や、返済期間の短縮・延長、毎月払いとボーナス払いの割合変更ができます。 ※ローンの種類によってお取扱いができないケースがありますのでお取引店にご相談ください。
保管サービス	当金庫本店の貸金庫にて、証書、権利証などの貴重品を安全・確実にお預かりします。
デビットカード・サービス	当金庫のキャッシュカードを使ってお買い物ができます。現金を持ち歩かなくてもカードを提示して、暗証番号を入力すればお支払いはその場でOKです。手数料も一切かかりません。J-Debitのステッカーのある加盟店でご利用いただけます。 ※デビットカード・サービスをご希望されない場合は、サービス機能を解除することもできます。 J-Debit　ジェイデビットステッカー
自動送金サービス	普通預金口座から定期的に一定額を自動引落としして、指定された預金口座に自動送金するサービスです。
ろうきんダイレクト	
インターネットバンキングサービス／モバイルバンキングサービス	ろうきんの窓口があいていない時間や休日でも、インターネットに接続されているパソコン・スマートフォン・携帯電話から、振込、振替、残高照会、入出金明細照会、新規口座開設、繰上返済などのお取引がご利用いただけるサービスです。 ※サービスの内容やメンテナンス等によりご利用いただけない日・時間帯があります。 ※モバイルバンキングは、iモード、Ezweb、Yahoo!ケータイご利用のお申込みを各携帯電話会社へ別途行う必要があります。
テレフォンバンキングサービス	固定電話・スマートフォン・携帯電話（プッシュ回線またはプッシュトーンの発信可能な電話機）から、口座残高や入出金明細の照会、振込、振替や各種ローンの繰上返済などのお取引がご利用いただけるサービスです。
Webお知らせサービス	ろうきんからハガキ形式でお届けしている「お利息計算書」や「残高のお知らせ」などのお客様宛て各種お知らせを、郵送等による書面に代えて、パソコン・スマートフォン・携帯電話からWebサイト上でご確認いただけるサービスです。
インターネットホームページ	預金・ローン商品のご案内をはじめ、タイムリーな各種イベント情報やキャンペーン情報を、お客様へ発信しております。ホームページ上で、無担保ローンの予約をお申込みいただける「eネットローン」のコーナーや資料請求コーナー、お客様のご意見をいつでもお送りいただけるEメールコーナーなど、インターネットの双方向性を活かしたサービスを提供しております。URLはhttp://www.niigata-rokin.or.jp なお、携帯電話サイトからは店舗・ATM情報や各種商品案内をご覧いただけます。 URLはhttp://www.niigata-rokin.or.jp/mobile 新潟ろうきん　検索

ろうきん ダイレクト（個人のお客様用）

2014年1月から、従来のインターネットバンキング、テレフォンバンキング（ZATTS）、Webお知らせサービスを一体化させた新サービスとして、「ろうきんダイレクト」の取扱いを開始し、より便利にご利用いただけるようになりました。
また、2014年7月からは、「ろうきんダイレクト」のお取引メニューを拡大し、定期預金・エース預金の新規口座開設や各種ローンの繰上返済が可能となるなど、ますます便利になりました。

どなたでも簡単にお申込み

「ろうきんダイレクト」は、ろうきんに普通預金（総合口座を含む）をお持ちの個人のお客様であれば、どなたでもご利用いただけます。なお、普通預金口座にキャッシュカードが発行されていれば、パソコン・携帯電話（スマートフォン・タブレットを除く）から簡単にお申込みいただけます。
※書面によるお申込みもできます。

どこからでも、お好きな方法でご利用可能

ご自宅でも外出先でも、お好きな方法でご利用いただけます。
・ご自宅の電話にて ～ テレフォンバンキング
・インターネットに接続されているパソコン（タブレットを含む）、スマートフォンにて ～ インターネットバンキング
・携帯電話にて ～ モバイルバンキング
※ご利用形態により、利用できるサービスの内容が異なります。

いつでも、お好きな時間でご利用可能

ろうきんの窓口が開いていない時間や休日でもご利用いただけます。また、急に資金が必要になったときでも、所定時刻までのご依頼については、当日中に振込・振替処理をいたします。

セキュリティも万全

お取引いただくには、ご契約者様に発行される「ご契約者カード」に記載された「ご契約者番号」「第二暗証番号」の入力のほか、複数の「パスワード」の入力によるご本人様確認が必要であり、厳重なセキュリティにより不正アクセスをブロックすることが可能です。また、通信には最新のセキュリティシステムを採用し、安全な取引を実現しています。

手数料がおトク

「ろうきんダイレクト」は、手数料無料でご利用いただけるほか、振込手数料は窓口やATMを利用する場合に比べてお安くなっています。

ご利用いただける主なサービスの内容とご利用時間

主な取引メニュー		インターネットバンキング・モバイルバンキング ご利用時間		テレフォンバンキング ご利用時間	
		平日	土・日・祝	平日	土・日・祝
振込 普 貯	ろうきん本支店間	24時間※1	—※1	0:30～23:50※2※3	0:30～23:50※2※4
	他のろうきん/他金融機関	8:30～15:00※1			
振替 普 貯 カードローンの借入・返済 カ		24時間（予約受付の時間帯も含む）		0:30～23:50（工も対象）	
残高照会	普 貯 カ	24時間		0:30～23:50（証を除く）	
	定 財 工 証	0:30～23:50※5			
入出金明細照会 普 貯 カ		24時間		0:30～23:50	
新規口座開設 定 工		0:30～23:50※5		—	
入金 定 工				0:30～23:50（工を除く）	
支払 定 財（一般のみ）工 ※6		0:30～23:50※5		0:30～23:50	
繰上返済（試算照会） 加算分全額返済（試算照会）証 全額返済（試算照会）		0:30～23:50※5	—	0:30～23:50 （繰上返済のみ）※7	—
Webお知らせ		24時間		—	
税金・各種料金の払込み 「Pay-easy（ペイジー）」		7:00～22:45		—	
利用口座の登録		0:30～23:50※5		0:30～23:50	

普 普通預金　定 定期預金　財 財形貯蓄　工 エース預金　貯 貯蓄預金　カ カードローン（マイプラン等）　証 証書貸付

※1 インターネットバンキング・モバイルバンキングの振込予約は、平日・土・日・祝の24時間ご利用いただけます。
※2 登録先以外へのお振込みの場合は、9:00～21:00となります。
※3 15:00～23:50の受付分は、翌営業日扱いの振込（振込資金および振込手数料の引落は受付時点）となります。
※4 翌営業日扱いの振込（振込資金および振込手数料の引落は受付時点）となります。
※5 毎週月曜日2:00～6:00は、当該サービスの受付を停止させていただきます。
※6 支払 財（一般のみ）は、〈ろうきん〉と事業主様の取決めがある場合にご利用いただけます。
※7 試算照会はご利用いただけません。
※　12月31日は祝日と同様の利用時間となります。
※　お取引の〈ろうきん〉によって取扱えない商品・サービスがあります。

◆ 上記以外にも、定期システムメンテナンスなどのため、サービス受付を停止する日・時間帯があります。
詳しくは「ろうきんダイレクト」のホームページでご確認ください。

ろうきんインターネットバンキング（法人のお客様用）

お振込みや残高照会などのインターネットバンキングサービスをご利用いただけます。
サービスのご利用につきましては、当金庫本・支店にお問い合わせください。

手数料のご案内

（2014年7月1日現在）

※手数料には8%の消費税が含まれています。

為替手数料

振込手数料

種類		手数料 1万円未満	1万円以上5万円未満	5万円以上
窓口（注）1	本・支店あて（他ろうきん含む）	108円	216円	432円
	他行あて（電信扱い）	432円	540円	756円
ATM（注）2	本・支店あて（他ろうきん含む）	108円		324円
	他行あて	324円	432円	648円
自動送金サービス	本・支店あて（他ろうきん含む）	108円		324円
	他行あて	324円	432円	540円
インターネットバンキング（個人向け・団体向け）	本・支店あて（他ろうきん含む）	108円		216円
	他行あて	216円		432円
コンタクトセンター	本・支店あて（他ろうきん含む）	108円		324円
	他行あて	324円	432円	648円

（注）1. 視覚障がいをお持ちのお客様が窓口でお振込みされる場合の手数料は、ATMご利用時の振込手数料と同額といたします。
2. ATMご利用によるお振込みは、ご利用時間帯等により、別途キャッシュサービス利用手数料が必要となる場合があります。

その他

種類	手数料 本・支店あて（他ろうきん含む）	他行あて
送金手数料	432円	648円
代金取立手数料	432円	（個別取立）864円
振込・送金の組戻し料	（1件につき）648円	
取立手形組戻し料	（1通につき）648円	
取立手形店頭呈示料（注）	（1通につき）648円	
不渡手形返却料	（1通につき）648円	

（注）648円を超える実費を要する場合は、その実費を申し受けます。

その他の主な手数料

種類		手数料	
通帳・証書再発行手数料		無料	
キャッシュカード再発行手数料			
ICカード新規・切替発行手数料 ※マイプランのICカード新規・切替発行手数料は無料			1,080円
ICカード再発行手数料			1,080円
各種証明書発行手数料		無料	
ローン繰上返済手数料			
返済方法の変更手数料			
両替（円貨）手数料（持込・払出いずれか多い枚数）		1枚～100枚	無料
		101枚～300枚	108円
		301枚～500枚	216円
		501枚～1,000枚	432円
		1,001枚以上	648円
ろうきんダイレクトご契約者カード再発行手数料			432円
小切手帳発行手数料		1冊（50枚）	540円
他ろうきんへの移管手数料		無料	
国債等口座管理手数料		無料	
貸金庫使用料		年間	12,960円
純金積立手数料		年間	864円
借り換え手数料（当金庫内）		1件	5,400円
データ伝送による振込等手数料（注）1	契約手数料	無料	
	利用手数料	月額	3,240円
FBによる振込、引落し、給与振込手数料（注）2	契約手数料	無料	
	利用手数料	月額	3,240円
保有個人データ開示手数料（注）3		1通	1,080円
インターネットバンキング利用手数料	ろうきんダイレクト（個人向け）	無料	
	団体向けライトタイプ	月額	1,080円
	団体向けフルタイプ	月額	3,240円

（注）1. データ伝送によるお振込みにあたっては、別に所定の振込手数料を申し受けます。
2. FBによるお振込み、引落し、給与振込にあたっては、別に所定の手数料を申し受けます。
3. 開示する項目により、別に所定の加算手数料を申し受けます。

キャッシュサービス（CD・ATM）利用手数料

新潟ろうきんの自動機をご利用の場合

ご利用日・時間帯（お引出し・ご入金・お振込み）		ろうきんカード	ゆうちょ銀行カード	提携金融機関カード
平日	8：00～ 8：45	無料	216円	216円
	8：45～18：00		108円	108円
	18：00～21：00		216円	216円
土曜日	9：00～14：00		108円	216円
	14：00～17：00		216円	216円
	17：00～19：00		216円	ご利用できません
日曜・祝日	9：00～17：00		216円	216円
	17：00～19：00		216円	ご利用できません

※提携金融機関のカードによるご入金取引は、相互入金業務サービス加盟金融機関のカードのみご利用いただけます。
※お振込みはろうきんカードおよび提携金融機関カードのみご利用いただけます。また別途振込手数料が必要となります。
※ご利用いただける取引および時間帯は自動機によって異なります。詳しくは27～30頁をご覧ください。

新潟ろうきんのカードを他金融機関自動機でご利用の場合

ゆうちょ銀行自動機

稼動日および稼動時間		お引出し	ご入金
平日	0：05～ 7：00	216円	ご利用できません
	7：00～ 8：45	216円	無料
	8：45～18：00	108円	無料
	18：00～21：00	216円	無料
	21：00～23：55	216円	ご利用できません
土曜	0：05～ 9：00	216円	ご利用できません
	9：00～14：00	108円	無料
	14：00～17：00	216円	無料
	17：00～23：55	216円	ご利用できません
日曜・祝日	0：05～ 9：00	216円	ご利用できません
	9：00～17：00	216円	無料
	17：00～21：00	216円	ご利用できません

セブン銀行自動機

稼動日および稼動時間		お引出し	ご入金
全日	0：00～ 7：00	108円	無料
	7：00～19：00	無料	
	19：00～24：00	108円	

※定期システムメンテナンスのため、毎月第1・第3月曜日の2:00～6:00および特定日（成人の日、海の日、敬老の日、体育の日）の前日21:00～当日6:00はご利用いただけません。

イオン銀行自動機

稼動日および稼動時間		お引出し
平日	8：00～23：00	無料
土曜 日曜・祝日	8：00～21：00	
12月31日	8：00～21：00	

※自動機のご利用時間帯・営業日は、店舗・自動機コーナーによって異なる場合があります。

ろうきんのキャッシュカードは、

いつでも 平日・土曜・日曜・祝日、利用時間に関係なく

どこでも ろうきん・銀行・ゆうちょ銀行・信金・信組・イオン銀行・JA等

実質

ATMお引出し手数料 0円

〈ろうきん〉なら、銀行・コンビニなどのATMお引出し手数料を即時にキャッシュバックいたします。

沿革・あゆみ

1952年　5月　・信用組合新潟県労働金庫創立総会
　　6月　・本店、高田支店営業開始
1954年　2月　・労働金庫法による労働金庫に組織変更
1955年　5月　・本店移転新築（新潟市中央区川岸町）
1961年　1月　・預金残高10億円達成
1967年12月　・本店移転新築（新潟市中央区寄居町）
1970年　7月　・預金残高100億円達成
1975年　6月　・新潟県労働者信用基金協会を設立
　　12月　・預金残高500億円達成
1978年　9月　・事務センター設置
1979年10月　・自営オンラインスタート
　　12月　・預金残高1,000億円達成
1981年　3月　・内国為替集中決済制度取扱い開始
1982年　5月　・国庫金振込先金融機関の指定
　　10月　・新潟県収納代理金融機関の指定
1983年11月　・新潟県勤労者福祉厚生財団（現 新潟ろうきん福祉財団）を設立
1984年　8月　・全銀内国為替制度加盟
1985年　6月　・全国労金との現金自動機の相互利用開始
　　12月　・預金残高2,000億円達成
1988年　4月　・国債窓口販売代理業務取扱い開始
　　6月　・両替商業務の取扱い開始
1990年12月　・預金残高3,000億円達成
1991年　2月　・全国金融機関との現金自動機の相互利用開始
1992年11月　・現本店建替え新築（新潟市中央区寄居町）
1994年　4月　・国債の窓口販売開始
　　12月　・預金残高4,000億円達成
1997年　5月　・信託銀行との現金自動機の相互利用開始
1999年　1月　・郵便貯金との現金自動機の相互利用開始
　　6月　・預金残高5,000億円達成

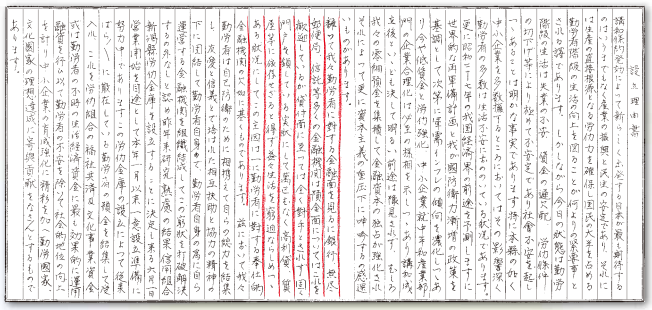

1952年（昭和27年）
設立理由書（原文写し）

第1回通常総会

2000年　3月　・デビットカードの取扱い開始
　　6月　・投資信託の窓口販売開始
　　7月　・融資残高3,000億円達成
2002年　6月　・創立50周年
　　・預金残高6,000億円達成
　　・確定拠出年金の取扱い開始
2004年　6月　・セブン銀行ATMの利用提携開始
2005年　3月　・個人向け国債の窓口販売開始
　　12月　・火災保険の窓口販売開始
2006年　7月　・「3大疾病保障付住宅ローン」の取扱い開始
2007年　1月　・全国ろうきんオンラインシステムへ移行
　　3月　・インターネットによる「Webお知らせサービス」の取扱い開始
　　6月　・生活応援・多重債務対策本部を設置
2008年　4月　・「ろうきんインターネットバンキング（個人向け）」の取扱い開始
　　6月　・預金残高7,000億円達成
　　12月　・「離職者生活ローン」の取扱い開始
2009年　4月　・全労済の共済募集の取扱い開始
　　5月　・「ろうきんインターネットバンキング（団体向け）」の取扱い開始
2010年　6月　・ローンプラザの営業時間拡大
　　10月　・返済方法変更手数料の廃止
2011年　5月　・「技能者育成資金融資制度」の取扱い開始
　　10月　・「求職者支援資金融資制度」の取扱い開始
2012年　6月　・創立60周年
　　10月　・「NPO応援ローン」の取扱い開始
2013年　7月　・ローンプラザ新潟西リニューアルオープン
　　12月　・「新潟ろうきんNPO寄付システム」の取扱い開始
2014年　1月　・全国ろうきん新オンラインシステムへ移行

本店

ローンプラザ新潟西

組織・機構

（2014年7月1日現在）

組織・機構

組織系統図

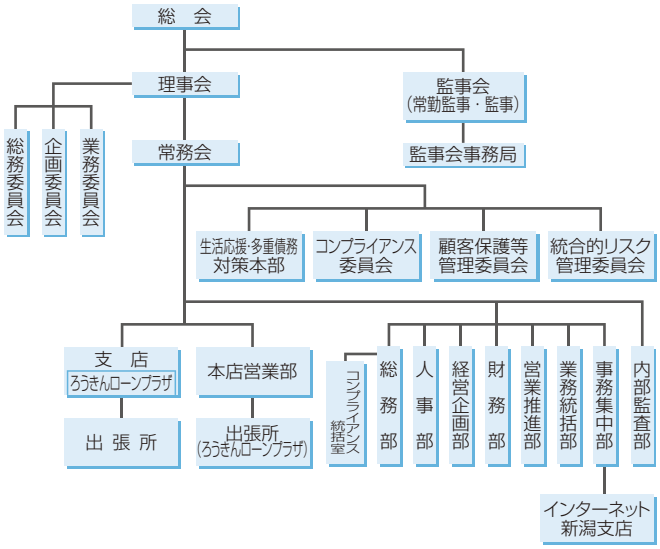

役員

役職名	氏　名	所属団体等
理事長	江花和郎	新潟県高等学校教職員組合
専務理事	土田啓介	員外
常務理事	中川　亨	員外
常務理事	中村綾男	員外
理事	武本昌之	リケン労働組合柏崎支部
理事	青木隆行	信越化学労働組合直江津支部
理事	木伏寿幸	日本郵政グループ労働組合新潟連絡協議会
理事	小熊　勇	新潟交通労働組合
理事	猪股　幸	新潟県教職員組合県央支部
理事	角家理佳	員外
理事	永井一徳	越後交通労働組合
理事	板井悌二	新潟県職員労働組合
理事	笹川孝昭	新光電気労働組合新井支部
理事	小林俊夫	ＯＮＮ労働組合新潟支部
理事	池田浩昭	エヌティティ労働組合新潟分会
理事	長谷川富紀子	新発田市職員労働組合
理事	羽深浩一	UAゼンセン有沢製作所労働組合
理事	西済久夫	日本郵政グループ労働組合新津支部
理事	皆川清市	エヌティティ労働組合長岡分会
理事	田中博寿	全日通労働組合新潟県支部
理事	竹田可奈子	東北電力労働組合新潟県本部
常勤監事	宝金　満	員外
監事	齋藤政敏	UAゼンセン亀田製菓労働組合
監事	久保谷　浩	エヌティティ労働組合新潟県グループ連絡会
監事	齋藤悦男	自治労新潟県本部
監事	橘田知明	員外（労働金庫法第32条第4項に定められた員外監事）

職員の状況

項　目		2013年度末	2012年度末
職員数		415人	415人
	男性	249人	252人
	女性	166人	163人
平均年齢		40歳3月	40歳3月
平均勤続年数		17年1カ月	17年4カ月
平均給与月額		391千円	385千円

※職員数は、常勤の職員・嘱託および給与等を負担する出向職員・嘱託を記載し、臨時の職員・嘱託（2013年度末158人、2012年度末154人）は含まれておりません。
※平均給与月額は、3月中の平均給与月額です。

報酬等に関する事項（2014年3月期）

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事のことです。対象役員に対する「報酬等」は、職務執行の対価として支払う「報酬」、在任期間中の職務執行および功労の対価として退任時に支払う「退任慰労金」で構成されております。

（1）報酬体系の概要

【報酬】

非常勤を含む全役員の報酬につきましては、通常総会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の報酬額につきましては、役位や前年度の業績等を勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退任慰労金】

退任慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に通常総会で承認を得た後に支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退任慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

①退任慰労金額の決定方法

役員の退任慰労金は総会の贈呈決議に従い、理事の退任慰労金額は理事会の決議により、監事の退任慰労金額は監事の協議により決定しております。

②退任慰労金の基準

退任慰労金は、基礎金額に計算率を乗じて得た金額としております。なお、基礎金額・計算率等は規程で定めております。

（2）2013年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

（単位：千円）

区　分	支払総額
対象役員に対する報酬等	98,531

（注）1.対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です。
2.上記の内訳は、「報酬」79,561千円、「退任慰労金」18,970千円となっております。
なお、「退任慰労金」は、当年度中に支払った退任慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

（3）その他

「労働金庫法施行規則第114条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、労働金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日金融庁・厚生労働大臣告示第4号）第3条第1項第3号および第5号並びに第2項第3号および第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者のことです。

なお、2013年度において対象職員等に該当する者はおりません。

（注）1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2.「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
なお、2013年度においては、該当する会社はありませんでした。
3.「同等額」は、2013年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4.2013年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はおりません。

店舗・ローンプラザのご案内

（2014年7月1日現在）

新潟市

本　店

〒951-8565
新潟市中央区寄居町332番地38
☎025(228)1230

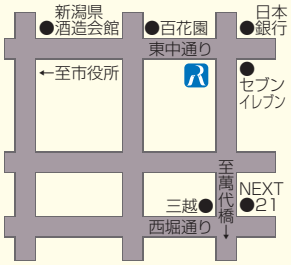

ATM　平日(8:00～21:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

ろうきんローンプラザ新潟西（新潟西出張所）

〒950-2044
新潟市西区坂井砂山3丁目6番66号
☎0120-394505

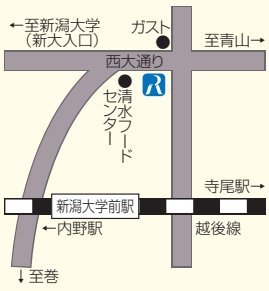

ATM　平日(8:00～21:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

ローンプラザ

営業時間
平日…　9:00～19:00
土・日…　9:00～17:00
※休業日
月曜日～金曜日の祝日
（振替休日含む）
12月31日～1月3日
5月3日～5月5日
※1月4日、5日が土・日曜日の場合は休業日となります。

2014年9月1日より、「新潟西支店」として預金・為替の取扱いを開始します。

東新潟支店／ろうきんローンプラザ東新潟

〒950-0084
新潟市中央区明石1丁目2番22号
☎025(241)1331

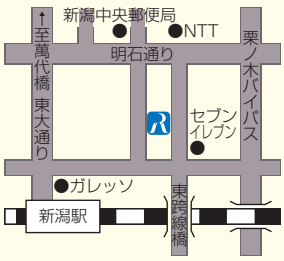

ATM　平日(8:00～19:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

ローンプラザ

ろうきん東新潟支店内
☎025(241)1660

営業時間
平日…　9:00～19:00
土・日…　9:00～17:00
※休業日
月曜日～金曜日の祝日
（振替休日含む）
12月31日～1月3日
5月3日～5月5日
※1月4日、5日が土・日曜日の場合は休業日となります。

新潟南支店

〒950-0965
新潟市中央区新光町19番地2
☎025(285)5311

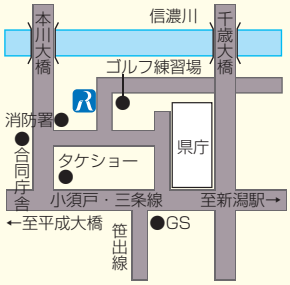

ATM　平日(8:00～19:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

山の下支店

〒950-0054
新潟市東区秋葉1丁目1番1号
☎025(273)6181

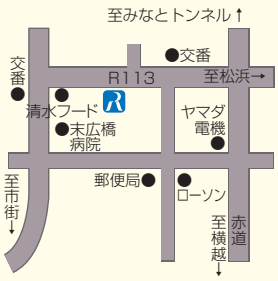

ATM　平日(8:00～19:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

新津支店

〒956-0023
新潟市秋葉区美幸町2丁目463番
☎0250(23)0115

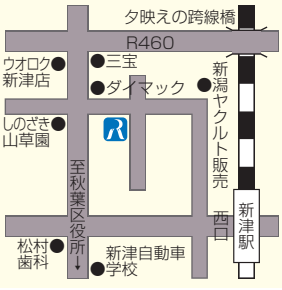

ATM　平日(8:00～21:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

巻支店

〒953-0041
新潟市西蒲区巻甲2214番地
☎0256(72)4161

ATM　平日(8:00～19:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

佐渡・下越地区

佐渡支店

〒952-1307
佐渡市東大通1294番地4
☎0259(57)3321

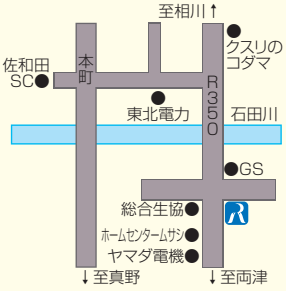

ATM　平日(8:00～21:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

※当金庫ATMは、全て視覚障がい者対応ATMです。

（注）1. 12月31日～1月3日のキャッシュサービスコーナー営業時間につきましては、最寄りの店舗にお問い合わせください。
2. 他の金融機関のカードを新潟ろうきんの自動機でご利用の場合、新潟ろうきんのカードを他金融機関自動機でご利用の場合のご利用時間帯・手数料は、24頁をご覧ください。

新発田支店／ろうきんローンプラザ新発田

〒957-0053
新発田市中央町3丁目2番2号
☎0254(22)3007

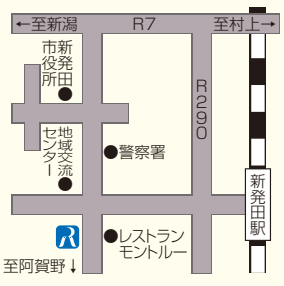

ATM 平日(8:00～21:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

ローンプラザ
ろうきん新発田支店内
☎0254(22)3120

営業時間
平日… 9:00～19:00
土・日… 9:00～17:00
※休業日
月曜日～金曜日の祝日
(振替休日含む)
12月31日～1月3日
5月3日～5月5日
※1月4日、5日が土・日曜日の場合は休業日となります。

村上支店

〒958-0848
村上市小国町4番7号
☎0254(52)1251

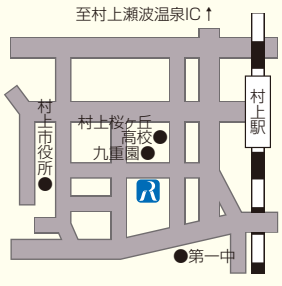

ATM 平日(8:00～19:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

中条支店

〒959-2643
胎内市東本町23番35号
☎0254(44)8700

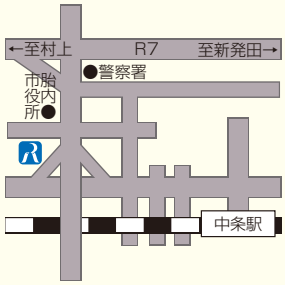

ATM 平日(8:00～19:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

五泉支店

〒959-1863
五泉市東本町2丁目9番2号
☎0250(42)1113

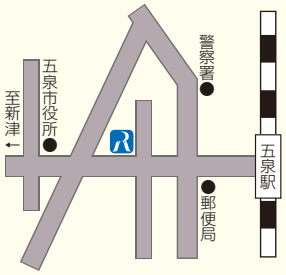

ATM 平日(8:00～19:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

津川出張所

〒959-4402
東蒲原郡阿賀町津川3733番地
☎0254(92)5151

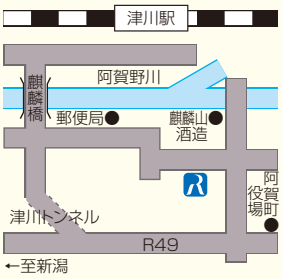

ATM 平日(8:00～19:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

中越地区

三条支店

〒955-0047
三条市東三条2丁目15番20号
☎0256(34)3621

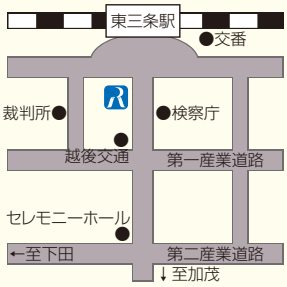

ATM 平日(8:00～21:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

長岡支店／ろうきんローンプラザ長岡

〒940-0056
長岡市呉服町1丁目3番地35
☎0258(33)6318

ATM 平日(8:00～21:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

ローンプラザ
ろうきん長岡支店内
☎0258(33)0222

営業時間
平日… 9:00～19:00
土・日… 9:00～17:00
※休業日
月曜日～金曜日の祝日
(振替休日含む)
12月31日～1月3日
5月3日～5月5日
※1月4日、5日が土・日曜日の場合は休業日となります。

加茂支店

〒959-1314
加茂市番田4番6号
☎0256(53)2371

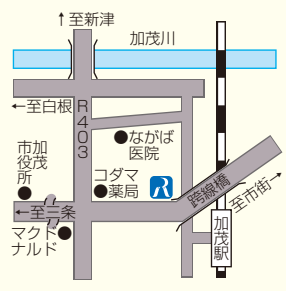

ATM 平日(8:00～19:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

燕支店

〒959-1232
燕市井土巻字屋敷付163番地6
☎0256(64)3161

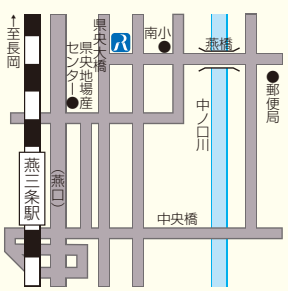

ATM 平日(8:00～19:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

長岡北支店

〒940-0023
長岡市新町3丁目2番6号
☎0258(34)5010

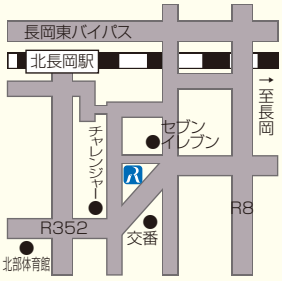

ATM 平日(8:00～21:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

小千谷支店

〒947-0028
小千谷市城内1丁目13番18号
☎0258(83)4555

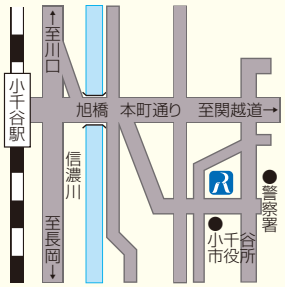

ATM 平日(8:00～19:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

柏崎支店

〒945-0055
柏崎市駅前2丁目3番29号
☎0257(22)6155

ATM 平日(8:00～21:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

十日町支店

〒948-0051
十日町市寿町4丁目1番20
☎025(757)8300

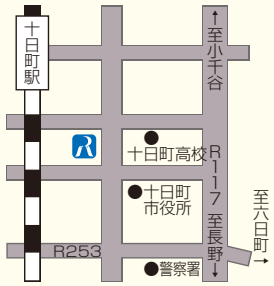

ATM 平日(8:00～19:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

六日町支店

〒949-6680
南魚沼市六日町474番地2
☎025(773)2112

ATM 平日(8:00～19:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

上越地区

高田支店／ろうきんローンプラザ上越

〒943-0838
上越市大手町1番24号
☎025(523)5454

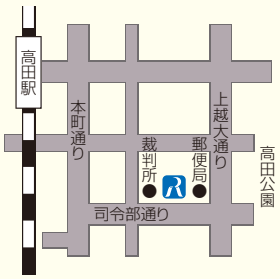

ATM 平日(8:00～21:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

ローンプラザ
ろうきん高田支店内
☎025(521)0707

営業時間
平日… 9:00～19:00
土・日… 9:00～17:00

※休業日
月曜日～金曜日の祝日
(振替休日含む)
12月31日～1月3日
5月3日～5月5日

※1月4日、5日が土・日曜日の場合は休業日となります。

直江津支店

〒942-0081
上越市五智1丁目16番30号
☎025(543)4584

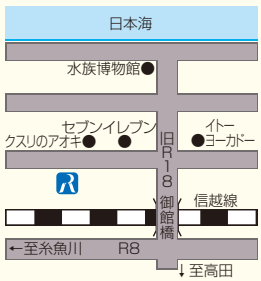

ATM 平日(8:00～21:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

新井支店

〒944-0017
妙高市中央町7番2号
☎0255(73)7111

ATM 平日(8:00～19:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

糸魚川支店

〒941-0058
糸魚川市寺町3丁目9番22号
☎025(552)7107

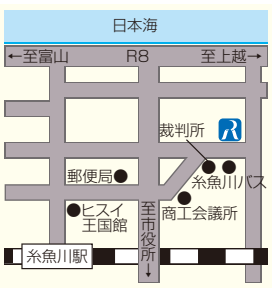

ATM 平日(8:00～19:00)
土曜(9:00～19:00)
日・祝(9:00～19:00)

インターネット新潟支店

〒950-2044
新潟市西区坂井砂山3丁目6番66号
☎0120(609)150
(受付時間9:00～24:00)
※インターネットバンキング・ヘルプデスクのお問合わせ先です。

代理店

当金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理店はありません。

店舗外キャッシュサービスコーナーのご案内

（2014年7月1日現在）

所在地		設置場所	現金自動機の種類	お取扱い時間		
				平日	土曜日	日曜日・祝日
新潟市	中央区	新潟市役所（本庁）	ATM	9:00～18:00	—	—
		NTTプラザ	ATM	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～17:00
		県立がんセンター	ATM	9:00～18:00	—	—
		新潟市民病院	ATM	9:00～18:00	—	—
		万代シテイ	ATM	8:45～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
		コープシティ花園	ATM	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
		新潟県庁	ATM	9:00～16:30	—	—
		総合生協本部会館	ATM	8:00～19:00	—	—
	北区	新潟市北区役所（旧豊栄支所）	ATM	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
		松浜（新潟市北出張所駐車場）	ATM	8:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	江南区	新潟市江南区役所（旧亀田支所）	ATM	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	南区	新潟市南区役所（旧白根支所）	ATM	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～17:00
佐渡・下越地区	佐渡市	両津（佐渡市役所両津支所駐車場）	ATM	8:00～21:00	9:00～19:00	9:00～19:00
		厚生連佐渡総合病院	ATM	9:00～18:00	—	—
	村上市	村上市役所	ATM	8:00～18:00	—	—
	新発田市	新発田市役所	ATM	9:00～17:15	—	—
		県立新発田病院	ATM	9:00～18:00	—	—
中越地区	三条市	三条市役所	ATM	9:00～18:00	—	—
	長岡市	厚生連長岡中央綜合病院	ATM	9:00～18:00	—	—
		長岡赤十字病院	ATM	9:00～17:00	—	—
	見附市	見附市役所	ATM	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	柏崎市	柏崎市役所	ATM	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～17:00
		厚生連柏崎総合医療センター	ATM	9:00～18:00	9:00～17:00	—
		リケン柏崎工場	ATM	9:30～18:00	—	—
	魚沼市	本町（旧小出町本町）	ATM	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
上越地区	上越市	中田原（イーグルゴルフセンター）	ATM	8:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
		上越市役所	ATM	9:00～17:30	—	—
		県立中央病院	ATM	9:00～18:00	—	—
		新日鐵住金直江津製造所	ATM	9:00～18:00	—	—
		直江津ショッピングセンター	ATM	10:00～19:00	10:00～17:00	10:00～17:00
		信越化学（企業内に設置されているため、一般の方はご利用いただけません。）	ATM	9:00～18:00	—	—
		二本木（Yショップ中郷店）	ATM	8:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	妙高市	妙高高原駅前（中央電工）	ATM	8:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	糸魚川市	糸魚川市役所	ATM	9:00～17:30	—	—

※当金庫ATMは、全て視覚障がい者対応ATMです。

ATM……お引出し、残高照会、お預入れ、通帳記入、普通・貯蓄預金からのお振込み、暗証番号変更、お支払限度額の引下げ
（当日振込の取扱い時間は平日8：00～15：00です。
平日15：00以降、または土日・祝日のお振込みは翌営業日のお取扱いとなります。）

（注）1. 5月3日～5日、12月31日～1月3日の運行につきましては、最寄りの店舗にお問い合わせください。
2. 他の金融機関のカードを新潟ろうきんの自動機でご利用の場合、新潟ろうきんのカードを他金融機関自動機でご利用の場合のご利用時間帯・手数料は、24頁をご覧ください。

キャッシュカードによる1日あたりのお支払限度額について

当金庫では、キャッシュカードの偽造・盗難による不正払戻しへの対応といたしまして、キャッシュカードの**1日あたりのお支払限度額を50万円（ICカードは200万円）**とさせていただいております。

＊お支払限度額の引下げをご希望の場合は、ATM（現金自動預払機）によりお手続きいただくか、お届印をご用意のうえ窓口にご用命ください。
＊お支払限度額の引上げをご希望の場合は、お届印をご用意のうえ窓口にご用命ください。

財務データ

財務諸表 …… 32
自己資本の充実の状況（単体） …… 38
業務実績 …… 45
連結情報 …… 49
全国ろうきんの概要 …… 50
索引（法定開示項目別） …… 51

2014 DISCLOSURE

財務諸表

貸借対照表

（単位：千円）

科目	第62期末（2014年3月31日）	第61期末（2013年3月31日）
（資産の部）		
現金	7,078,828	7,939,490
預け金	376,788,760	372,350,212
有価証券	35,626,677	32,676,646
国債	35,620,635	32,670,604
株式	6,041	6,041
貸出金	386,447,626	382,315,475
手形貸付	3,303,440	2,193,850
証書貸付	374,701,479	371,284,105
当座貸越	8,442,707	8,837,520
その他資産	8,382,977	9,155,085
未決済為替貸	34,764	266,114
労働金庫連合会出資金	5,600,000	5,600,000
前払費用	35,063	42,925
未収収益	2,441,781	3,047,136
その他の資産	271,367	198,909
有形固定資産	5,819,843	5,643,919
建物	1,853,518	1,395,363
土地	3,601,207	3,601,207
建設仮勘定	－	244,844
その他の有形固定資産	365,116	402,503
無形固定資産	45,962	50,627
ソフトウェア	21,859	26,067
その他の無形固定資産	24,102	24,559
繰延税金資産	1,043,064	1,037,322
債務保証見返	9,939	11,991
貸倒引当金	△161,117	△176,661
（うち個別貸倒引当金）	(△118,367)	(△129,544)
資産の部合計	821,082,561	811,004,110

科目	第62期末（2014年3月31日）	第61期末（2013年3月31日）
（負債の部）		
預金積金	736,008,599	726,692,201
当座預金	49,296	111,364
普通預金	217,401,440	211,095,402
貯蓄預金	13,542,516	13,849,470
通知預金	－	7,000
別段預金	143,746	291,810
定期預金	504,857,865	501,323,859
その他の預金	13,733	13,291
譲渡性預金	8,989,626	8,572,409
借用金	10,000,000	10,000,000
借入金	－	10,000,000
当座借越	10,000,000	－
その他負債	1,662,674	2,140,248
未決済為替借	8,578	664,327
未払費用	543,957	670,812
未払法人税等	411,964	623,287
前受収益	586	33
払戻未済金	1,536	36
払戻未済持分	36	18
その他の負債	696,016	181,734
賞与引当金	236,205	241,589
退職給付引当金	2,566,962	2,456,429
役員退職慰労引当金	74,738	56,433
睡眠預金払戻損失引当金	13,415	11,484
債務保証	9,939	11,991
負債の部合計	759,562,162	750,182,787
（純資産の部）		
出資金	4,976,387	4,977,923
普通出資金	4,976,387	4,977,923
利益剰余金	56,536,889	55,802,657
利益準備金	3,773,388	3,173,388
その他利益剰余金	52,763,501	52,629,269
特別積立金	51,008,612	50,808,612
(特別積立金)	(11,208,612)	(11,208,612)
(機械化積立金)	(8,200,000)	(8,100,000)
(金利変動等準備積立金)	(22,800,000)	(22,800,000)
(経営基盤強化積立金)	(8,200,000)	(8,100,000)
(配当準備積立金)	(600,000)	(600,000)
当期未処分剰余金	1,754,889	1,820,657
会員勘定合計	61,513,276	60,780,580
その他有価証券評価差額金	7,122	40,742
評価・換算差額等合計	7,122	40,742
純資産の部合計	61,520,399	60,821,323
負債及び純資産の部合計	821,082,561	811,004,110

（第62期末貸借対照表の注記事項）

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）により評価しております。

満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については、原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理内規に基づき定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建　物	34年～50年
その他	3年～20年

4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. リース資産の減価償却の方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、該当するリース資産は保有しておりません。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準については、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、当金庫の資産査定規程及び決算経理規程に定める償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、当金庫の定める資産査定規程に則り、査定対象資産の管理部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

8. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりです。

（1）過去勤務費用

その発生年度の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により損益処理を行っております。

（2）数理計算上の差異

各発生年度の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理を行っております。

10. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

12. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税の会計処理は税込方式によっております。

14. 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額	7,111,850千円
有形固定資産の圧縮記帳額	260,360千円

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額

104,545千円

16. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額

－ 千円

17. リース取引

貸借対照表に計上した固定資産のほか、業務用車両等については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

18. 破綻先債権額及び延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は177,233千円、延滞債権額は1,675,809千円です。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

19. 3カ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は141,759千円です。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出金で「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

20. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。

21. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、1,994,803千円です。

なお、18.から21.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

22. 担保に供している資産

内国為替取引と当座貸越契約に係る担保として、労働金庫連合会へ定期預け金40,743,200千円を差し入れております。

担保資産に対応する債務

借用金　10,000,000千円

23. 出資1口当たりの純資産額　12,362円46銭

24. 目的積立金

目的積立金は特別積立金に含めて記載しております。

25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は主に債券であり、満期保有目的及びその他目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資業務諸規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか経営企画部により行われ、定期的に理事会へ報告を行っております。また、与信管理の状況については、内部監査部が監査をしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、経営企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

（ⅰ）金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規程及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しております。また、理事会において決定されたALMに関する方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を統合的リスク管理委員会において行い、理事会に報告しております。日常的には経営企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

（ⅱ）為替リスクの管理

当金庫は、為替リスクのある商品は取扱っておりません。

（ⅲ）価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会において決定された余裕金運用方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。

このうち、経営企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は経営企画部を通じ、理事会及び資金運用委員会において定期的に報告されております。

なお、価格変動リスクの大きい株式等の商品は取扱っておりません。

（ⅳ）デリバティブ取引

当金庫は、デリバティブ取引を行っておりません。

（ⅴ）市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、指標となる金利が変動した場合の当面5年間の損益に与える影響額を累計し、当該累計額の最大値を金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利がベーシス・ポイント（2.00%）上昇したものと想定した場合、税引前当期純利益が、当面5年間の累計で最大15,607,284千円減少するものと把握しております。

当該影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、指標となる金利について想定を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金	7,078,828	7,078,828	—
(2) 預け金	376,788,760	378,223,085	1,434,325
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	31,131,043	32,609,283	1,478,239
その他有価証券	4,489,592	4,489,592	—
(4) 貸出金	386,447,626		
貸倒引当金（*）	△161,117		
	386,286,508	387,806,625	1,520,116
(5) 金融資産に係る未収利息	2,429,398	2,429,398	—
金融資産計	808,204,131	812,636,812	4,432,681
(1) 預金積金	736,008,599	736,160,260	151,660
(2) 譲渡性預金	8,989,626	8,986,471	△3,155
(3) 借用金	10,000,000	10,000,000	—
(4) 金融負債に係る未払利息	399,298	399,298	—
金融負債計	755,397,524	755,546,030	148,505

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借用金

借用金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：千円)

区　分	貸借対照表計上額
非上場株式	6,041
労金連合会出資金	5,600,000
合　計	5,606,041

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	157,354,460	219,434,300	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	—	14,163,073	16,967,970	—
その他有価証券のうち満期があるもの	74,793	97,899	—	4,316,900
貸出金（*）	31,535,454	92,165,360	85,957,379	168,346,723
合　計	188,964,707	325,860,633	102,925,349	172,663,623

（*）貸出金には、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	548,567,544	184,623,527	2,817,527	—
譲渡性預金	8,169,626	820,000	—	—
借用金	10,000,000	—	—	—
合　計	566,737,171	185,443,527	2,817,527	—

（*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、貸借対照表の「国債」が含まれております。

(1) 売買目的有価証券

売買目的有価証券は保有しておりません。

(2) 満期保有目的の債券

(単位：千円)

	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	31,131,043	32,609,283	1,478,239
	小　計	31,131,043	32,609,283	1,478,239
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	小　計	—	—	—
合　計		31,131,043	32,609,283	1,478,239

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有しておりません。

(4) その他有価証券

(単位：千円)

	種　類	貸借対照表計上額	取得原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	3,460,392	3,441,759	18,632
	国債	3,460,392	3,441,759	18,632
	小　計	3,460,392	3,441,759	18,632
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	1,029,200	1,038,076	△8,876
	国債	1,029,200	1,038,076	△8,876
	小　計	1,029,200	1,038,076	△8,876
合　計		4,489,592	4,479,835	9,756

28. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

該当取引はありません。

29. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
国債	1,110,911	41,612	—
合　計	1,110,911	41,612	—

30. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当金庫では、賃貸等不動産は保有しておりません。

31. 当座貸越契約等

当座貸越契約及び貸出金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であり、これらの契約に係る融資未実行残高は、84,708,395千円です。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）は35,463,532千円です。

これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられています。

また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するほか、契約後も予め定めている庫内手続きに基づき顧客の現況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

なお、総合口座についての未実行残高は上記の金額のうち49,244,862千円ですが、定期預金を担保としており債権保全上の措置をとっております。

32. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりです。

繰延税金資産	
退職給付引当金	693,079千円
減価償却限度超過額	242,530
賞与引当金	63,775
事業税・地方法人特別税引当額	23,481
その他	52,523
繰延税金資産小計	1,075,389
評価性引当額	△29,691
繰延税金資産合計	1,045,698
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,634
繰延税金負債合計	△2,634
繰延税金資産の純額	1,043,064千円

（追加情報）

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の29%から27%となります。

この税率変更により、繰延税金資産は10,451千円減少し、法人税等調整額は10,451千円増加しております。

以　上

損益計算書

（単位：千円）

科目	第62期 2013年4月1日から 2014年3月31日まで	第61期 2012年4月1日から 2013年3月31日まで
経常収益	**10,842,870**	**11,135,033**
資金運用収益	**10,336,190**	**10,695,055**
貸出金利息	7,034,107	7,083,039
預け金利息	2,284,575	2,781,415
有価証券利息配当金	446,298	411,572
その他の受入利息	571,208	419,027
役務取引等収益	**263,659**	**256,063**
受入為替手数料	105,300	105,143
その他の役務収益	158,359	150,920
その他業務収益	**198,311**	**168,604**
外国為替売買益	2	－
国債等債券売却益	41,612	8
その他の業務収益	156,697	168,596
その他経常収益	**44,708**	**15,309**
貸倒引当金戻入益	15,543	－
その他の経常収益	29,165	15,309
経常費用	**9,340,863**	**8,780,331**
資金調達費用	**404,502**	**453,848**
預金利息	387,555	438,126
給付補塡備金繰入額	－	0
譲渡性預金利息	16,832	15,549
借用金利息	115	172
役務取引等費用	**1,217,282**	**1,187,574**
支払為替手数料	351,496	327,648
その他の役務費用	865,785	859,926
その他業務費用	**2,064**	**3,750**
外国為替売買損	－	0
その他の業務費用	2,064	3,750
経費	**7,712,441**	**7,073,668**
人件費	4,131,737	3,921,520
物件費	3,512,748	3,092,605
税金	67,955	59,542
その他経常費用	**4,572**	**61,489**
貸倒引当金繰入額	－	38,124
貸出金償却	37	38
その他資産償却	－	21
退職手当金	110	10,103
その他の経常費用	4,425	13,201
経常利益	**1,502,007**	**2,354,702**

（損益計算書のつづき）

（単位：千円）

科目	第62期 2013年4月1日から 2014年3月31日まで	第61期 2012年4月1日から 2013年3月31日まで
特別利益	**－**	**8**
固定資産処分益	－	8
特別損失	**3,149**	**41,308**
固定資産処分損	3,149	41,308
税引前当期純利益	**1,498,857**	**2,313,402**
法人税、住民税及び事業税	**418,799**	**638,134**
法人税等調整額	**6,692**	**20,198**
法人税等合計	**425,492**	**658,332**
当期純利益	**1,073,365**	**1,655,069**
繰越金（当期首残高）	**681,524**	**165,588**
当期未処分剰余金	**1,754,889**	**1,820,657**

（第62期損益計算書の注記事項）

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益金額　215円62銭

剰余金処分計算書

（単位：千円）

科　　目	第62期 総会承認日 2014年6月25日	第61期 総会承認日 2013年6月25日
当期末処分剰余金	**1,754,889**	**1,820,657**
繰越金（当期首残高）	681,524	165,588
当期純利益	1,073,365	1,655,069
剰余金処分額	**1,339,059**	**1,139,133**
普通出資に対する配当金	199,055	199,116
（配当率）	（年4%）	（年4%）
事業の利用分量に対する配当金	140,004	140,016
支払預金利息に対する配当金	40,002	40,008
受入貸出金利息に対する配当金	100,002	100,008
配当負担率（注）	19.32%	18.62%
利益準備金	800,000	600,000
機械化積立金	100,000	100,000
経営基盤強化積立金	100,000	100,000
繰越金（当期末残高）	**415,829**	**681,524**

（注）配当負担率＝$\frac{\text{普通出資に対する配当金＋事業の利用分量に対する配当金}}{\text{当期末処分剰余金}}$×100

以上の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2014年5月28日に監事の監査を受けております。また、同年6月25日開催の総会において上記の貸借対照表および損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4および同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上のため、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について、2014年5月21日に労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を受けております。

2013年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2014年6月26日

新潟県労働金庫

理事長 江花和郎

自己資本の充実の状況（単体）

自己資本比率（国内基準）

2013年度末	2012年度末
19.40%	19.75%

（注）当金庫は、「労働金庫法第94条第１項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁･厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。

この告示は2013年3月8日に改正され、2014年3月31日から改正後の告示（以下、「新告示」といいます。）が適用されております。このため、2012年度末についてはそれ以前の告示（以下、「旧告示」といいます。）に基づく結果を、2013年度末については新告示に基づく結果をそれぞれ開示しております（以下同じ）。

また、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる自己資本比率が、それ以外の金融機関には国内基準とよばれる比率が適用されます。

2013年度末から適用する算式は以下のとおりです。

$$自己資本比率=\frac{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額(注)1-コア資本に係る調整項目の額(注)2)}{信用リスク･アセットの額の合計額(注)3+オペレーショナル･リスク相当額\times12.5(注)4}\times100$$

（注）1. 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計額です。
2. 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計額です。
3. 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオフ・バランス取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額です。
4. 8%（国際統一基準の所要自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

①信用リスク・アセットの額の合計額の計算方法

「標準的手法」および「内部格付手法」のうち、当金庫は、「標準的手法」（注）を採用しています。

（注）標準的手法……細分化されたリスク・ウェイトを資産に乗じて信用リスク・アセットを算出します。
主な資産のリスク・ウェイトは、抵当権付住宅ローンが35%、住宅ローン以外の個人向けローン（1億円以下）が75%です。また、事業法人向けローン、社債等のリスク・ウェイトは格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトが適用されます。

②オペレーショナル・リスク相当額の計算方法

「基礎的手法」、「粗利益配分手法」および「先進的計測手法」のうち、当金庫は、「基礎的手法」（注）を採用しています。

（注）基礎的手法……粗利益の15%（直近3年の平均値）をオペレーショナル・リスク相当額とします。

国内業務のみを行う金融機関は、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」とよばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は19.40%ですから、行政措置を受けることはありません。

これからも、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補てん原資である自己資本の充実につとめてまいります。

自己資本の構成に関する開示事項

【2013年度末】

（単位：百万円）

項　　目		2013年度末	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目　（1）			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額		61,174	
うち、出資金及び資本剰余金の額		4,976	
うち、利益剰余金の額		56,536	
うち、外部流出予定額（△）		△ 339	
うち、上記以外に該当するものの額		－	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		42	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額		42	
うち、適格引当金コア資本算入額		－	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		－	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	61,216	
コア資本に係る調整項目　（2）			
無形固定資産（モーゲージ･サービシング･ライツに係るものを除く。）の額の合計額		－	45
うち、のれんに係るものの額		－	－
うち、のれん及びモーゲージ･サービシング･ライツに係るもの以外の額		－	45
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		－	－
適格引当金不足額		－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		－	－
前払年金費用の額		－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		－	－
労働金庫連合会の対象普通出資等の額		－	－
特定項目に係る10%基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ･サービシング･ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
特定項目に係る15%基準超過額		－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		－	－
うち、モーゲージ･サービシング･ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		－	－
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	－	
自己資本			
自己資本の額（(イ)－(ロ)）	(ハ)	61,216	
リスク･アセット等　（3）			
信用リスク･アセットの額の合計額		297,179	
うち、経過措置によりリスク･アセットの額に算入される額の合計額		45	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ･サービシング･ライツに係るものを除く。）		45	
うち、繰延税金資産		－	
うち、前払年金費用		－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー		－	
うち、上記以外に該当するものの額		－	
オペレーショナル･リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		18,356	
信用リスク･アセット調整額		－	
オペレーショナル･リスク相当額調整額		－	
リスク･アセット等の額の合計額	(ニ)	315,536	
自己資本比率			
自己資本比率（(ハ)／(ニ)）		19.40%	

【2012年度末】

（単位：百万円）

項目		2012年度末
基本的項目（Tier1）	出資金	4,977
	非累積的永久優先出資	－
	優先出資申込証拠金	－
	資本準備金	－
	その他資本剰余金	－
	利益準備金	3,773
	特別積立金	51,008
	繰越金（当期末残高）	681
	その他	－
	その他有価証券の評価差損（△）	－
	処分未済持分（△）	－
	自己優先出資（△）	－
	自己優先出資申込証拠金	－
	営業権相当額（△）	－
	のれん相当額（△）	－
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	－
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（△）	－
	計 (A)	60,441
補完的項目（Tier2）	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	－
	一般貸倒引当金	47
	負債性資本調達手段等	－
	補完的項目不算入額（△）	－
	計 (B)	47
控除項目	他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	－
	非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	－
	基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス	－
	控除項目不算入額（△）	－
	計 (C)	－
自己資本	(A)+(B)−(C) (D)	60,488
リスク・アセット等	資産（オン・バランス項目）	287,214
	オフ・バランス取引等項目	8
	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	18,912
	信用リスク・アセット調整額	－
	オペレーショナル・リスク相当額調整額	－
	計 (E)	306,135
Tier1比率	(A)／(E)	19.74%
自己資本比率	(D)／(E)	19.75%

（注）自己資本比率規制の一部を弾力化する特例（平成24年金融庁・厚生労働省告示第8号）に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。
なお、2012年度末において「その他有価証券の評価差損」はありません。

［2013年度末に関する用語］

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式（普通出資）・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+（△）調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降、新告示では、コア資本に算入できる項目を「コア資本に係る基礎項目」として定めております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました（ただし、経過措置が設けられています）。

「出資金」とは

会員の皆様から出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引き当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支払順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。
この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べして支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」とよばれるものです。

「利益剰余金の額」とは

毎事業年度の剰余金のうち、配当等を行わず、万が一の際の損失を補てんするために留保している利益準備金等のことで、特別積立金、繰越金から構成されています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、例えば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引き当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はありますが、資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、2012年度までは旧告示で自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていました。ただし、加算できる額は自己資本比率の分母（リスク・アセット額）の0.625%が限度でした。
2013年度以降、新告示においても一般貸倒引当金は自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められ、算入上限が信用リスク・アセットの額の合計額の1.25%となりました。

「土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額」とは

当金庫が保有している事業用土地を時価（公示地価等）で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。
2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目（Tier2）に加算することが認められていましたが、2013年度からの新告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。
ただし、この取扱いについては経過措置が設けられ、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入（算入割合は年々減少）できます。
当金庫ではこの経過措置を適用して「差額」の45%を自己資本に加算しております。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降、新告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金資産等があげられます（ただし、経過措置が設けられています）。

「のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他の無形固定資産（ソフトウェアやリース資産、電話加入権等）は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収にあてることが事実上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます（2012年度までの旧告示では信用リスク・アセットの額の合計額に加算されていました）。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由にあてることができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます（2012年度までの旧告示では信用リスク・アセットの額の合計額に加算されていました）。

「自己資本の額」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

[2012年度末に関する用語]

「資本準備金」とは

時価等での発行となる優先出資については、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」とよばれるものです。

「その他資本剰余金」とは

債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成り、資本準備金とともに資本剰余金を構成するのが「その他資本剰余金」ですが、通常、ろうきんの取引から生ずることはありません。

「利益準備金」とは

労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補てんするための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」とは

当金庫が自己資本の充実をはかり、より安定した事業活動を継続していくために、使用目的を限定しない積立金と、使用目的を特定のものに限定して積み立てる以下の積立金の合計額です。

(1) 金利変動等準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2) 機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務体質を作り上げるための積立金のことです。

(3) 配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4) 経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「繰越金(当期末残高)」とは

当期の剰余金のうち、配当などの外部流出額と上記の準備金、積立金への繰入額を除いた翌期への繰越額です。

「処分未済持分」とは

会員の皆様は、その出資持分の全部を譲渡することによって任意脱退することができるのですが、その際、譲受け先が見つからない場合には、新たな出資希望者が見つかるまで、会員の請求により当金庫がその持分を譲受けることになります。

このように当金庫が譲受けて、自ら保有する持分のことを「処分未済持分」といいます。

「信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額」とは

信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブが、被保証債権もしくは原債権に係る損失、または支払義務の不履行が発生したにもかかわらず、その額が一定の水準を下回る場合には、保証人またはプロテクション提供者が支払を行わないことができるものであるとき、当該水準に該当する額のことです。

「証券化エクスポージャー」とは

証券化取引に係るエクスポージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

「信用補完機能を持つI/Oストリップス」とは

証券化取引により譲渡した原資産から将来において生じることが見込まれる金利収入等の全部または一部を受ける権利であって、当該証券化取引に係る他の証券化エクスポージャーに対する信用補完として利用されるように仕組まれたものをいいます。

「自己資本」とは

以上説明した基本的項目の額と補完的項目の額(基本的項目の額を限度とします。)の合計額から控除項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

[自己資本調達手段の概要]

2013年度末の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体:新潟県労働金庫
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:4,976百万円

自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

(単位:百万円)

項目	2013年度末 リスク・アセット(注)1	2013年度末 所要自己資本(注)2	2012年度末 リスク・アセット(注)1	2012年度末 所要自己資本(注)2
信用リスク (A)	297,179	11,887	287,223	11,488
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー(注)3	297,133	11,885	287,223	11,488
ソブリン向け(注)4	10	0	13	0
金融機関向け	75,768	3,030	75,027	3,001
事業法人等向け	6	0	6	0
中小企業等・個人向け	141,586	5,663	129,804	5,192
抵当権付住宅ローン	65,265	2,610	69,511	2,780
不動産取得等事業向け	−	−	−	−
延滞債権(注)5	382	15	434	17
その他(注)6	14,114	564	12,426	497
証券化エクスポージャー(うち再証券化)	−(−)	−(−)	−(−)	−(−)
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	45	1		
オペレーショナル・リスク(注)7 (B)	18,356	734	18,912	756
リスク・アセット、総所要自己資本額 (A)+(B)	315,536	12,621	306,135	12,245

(注)1. 「リスク・アセット」とは、貸借対照表に記載された資産(債務保証見返を除く)に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフ・バランス取引として取扱うことになっています。当金庫のオフ・バランスに係るリスク・アセットの額の大半は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関係するものです。

2. 「所要自己資本」はリスク・アセットの4%相当額です。

3. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5. 「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

6. 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャーのうち「その他」は、労働金庫連合会出資金、固定資産等です。

7. 「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であったり、または外生的な事象により、損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。
(基礎的手法の算定方法)

$$\text{オペレーショナル・リスク} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち粗利益が正の値)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \times 12.5$$

[金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要]

＜現在の自己資本の充実状況について＞

2013年度末の当金庫の自己資本比率は19.40%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。

また、自己資本のうち出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されるコア資本の占める割合が極めて高くなっています。自己資本に占める割合が高ければ、より健全性が高い水準にあると考えられます。

したがって、当金庫の自己資本は、質・量ともに充実していると評価しています。

＜将来の自己資本の充実策＞

当金庫では、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、その内部留保によって、自己資本の充実をはかっていきます。

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高および主な種類別の内訳

〈地域別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 地域区分	合計		貸出金		債券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等（注）1		コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		延滞エクスポージャー（注）2	
	2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末
国内	845,858	836,388	386,894	382,764	35,682	32,681	−	−	398,649	395,667	24,632	25,275	328	359
国外	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
合計	845,858	836,388	386,894	382,764	35,682	32,681	−	−	398,649	395,667	24,632	25,275	328	359

（注）1．エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、労働金庫連合会出資金、固定資産等です。
2．エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

〈業種別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー区分 / 業種区分	合計		貸出金		債券		店頭デリバティブ取引		その他の資産等（注）1		コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		延滞エクスポージャー（注）2	
	2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末
製造業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
農業、林業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
漁業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
鉱業、採石業、砂利採取業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
建設業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
電気・ガス・熱供給・水道業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
情報通信業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
運輸業、郵便業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
金融業、保険業	384,552	380,878	−	−	−	−	−	−	384,552	380,878	−	−	−	−
不動産業、物品賃貸業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
医療、福祉	43	43	43	43	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
サービス業	93	120	93	120	−	−	−	−	0	0	−	−	−	−
国・地方公共団体	35,728	32,730	20	26	35,682	32,681	−	−	25	22	−	−	−	−
個人	411,370	407,849	386,737	382,573	−	−	−	−	0	0	24,632	25,275	328	359
その他	14,070	14,765	−	−	−	−	−	−	14,070	14,765	−	−	−	−
合計	845,858	836,388	386,894	382,764	35,682	32,681	−	−	398,649	395,667	24,632	25,275	328	359

（注）1．エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、労働金庫連合会出資金、固定資産等です。
2．エクスポージャー区分の「延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

〈残存期間別〉

（単位：百万円）

エクスポージャー区分	期間区分	期間の定めのないもの	1年以下	1年超3年以下	3年超5年以下	5年超7年以下	7年超10年以下	10年超	合　計
貸出金	2013年度末	8,474	4,144	7,390	14,515	15,832	28,813	307,724	386,894
	2012年度末	8,869	3,075	7,745	14,292	16,868	30,430	301,481	382,764
債券	2013年度末	−	74	6,271	8,021	8,977	8,020	4,316	35,682
	2012年度末	−	337	2,594	7,645	8,501	12,626	976	32,681
店頭デリバティブ取引	2013年度末	−	−	−	−	−	−	−	−
	2012年度末	−	−	−	−	−	−	−	−
その他の資産等（注）	2013年度末	25,961	152,235	119,346	101,105	−	−	−	398,649
	2012年度末	26,386	150,666	121,450	97,163	−	−	−	395,667
コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	2013年度末	24,622	0	1	2	1	1	2	24,632
	2012年度末	25,263	0	1	2	1	1	3	25,275
合　計	2013年度末	59,058	156,454	133,009	123,645	24,811	36,835	312,043	845,858
	2012年度末	60,519	154,079	131,791	119,104	25,371	43,059	302,462	836,388

（注）エクスポージャー区分の「その他の資産等」とは、現金、預け金、労働金庫連合会出資金、固定資産等です。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

（単位：百万円）

区　分		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2013年度末	47	42	−	47	42
	2012年度末	7	47	−	7	47
個別貸倒引当金	2013年度末	129	118	−	129	118
	2012年度末	135	129	4	131	129
合　計	2013年度末	176	161	−	176	161
	2012年度末	142	176	4	138	176

「一般貸倒引当金」とは

将来、貸出金やそれに準じた債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことです。過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示（△）します。引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

「個別貸倒引当金」とは

借り手の資産状況や支払い能力からみて、貸出金やそれに準じた債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、その債権額の一部又は全部に相当する金額を計上する引当金のことです。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示（△）します。引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

〈業種別〉

（単位：百万円）

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却（貸出金未収利息・与信関係仮払金含む）	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度	2013年度	2012年度
製造業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
農業、林業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
漁業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
鉱業、採石業、砂利採取業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
建設業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
電気・ガス・熱供給・水道業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
情報通信業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
運輸業、郵便業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
金融業、保険業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
不動産業、物品賃貸業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
医療、福祉	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
サービス業	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
国・地方公共団体	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−	−
個人	129	131	118	129	−	−	129	131	118	129	0	0
その他	−	4	−	−	−	4	−	0	−	−	−	−
合　計	129	135	118	129	−	4	129	131	118	129	0	0

（注）当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額					
	2013年度末			2012年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	－	78,650	78,650	－	76,538	76,538
10%	－	104	104	－	136	136
20%	－	378,841	378,841	－	375,136	375,136
35%	－	186,476	186,476	－	198,609	198,609
50%	－	43	43	－	16	16
75%	－	188,859	188,859	－	173,176	173,176
100%	－	11,645	11,645	－	12,580	12,580
150%	－	192	192	－	194	194
250%	－	1,045	1,045	－	－	－
1250%	－	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－	－
合　計	－	845,858	845,858	－	836,388	836,388

（注）1. 格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。
2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
4. 「1250%」欄については、自己資本比率告示の規定により、2012年度末は（旧告示により）資本控除した額を、2013年度末は（新告示により）リスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額をそれぞれ記載しております。

[信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要]

当金庫では、信用リスク管理の基本方針を理事会で定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うこととしており、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの管理については、与信信用リスク管理内規を定めるとともに、貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握につとめています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備の準備を進めています。

信用リスクの管理状況については、定期的に統合的リスク管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」に基づき以下のとおり計上しています。

＜正常先債権および要注意先債権＞

債権を一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引き当てています。

＜破綻懸念先債権＞

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

＜破綻先債権および実質破綻先債権＞

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

[リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称]

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- （株）格付投資情報センター（R&I）
- （株）日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ（S&P）

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

（単位：百万円）

信用リスク削減手法 / ポートフォリオ	適格金融資産担保		保　証		クレジット・デリバティブ	
	2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末	2013年度末	2012年度末
ソブリン向けエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
金融機関向けエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
事業法人等向けエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
中小企業等・個人向けエクスポージャー	11,220	10,604	－	－	－	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向けエクスポージャー	－	－	－	－	－	－
延滞エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合　計	11,220	10,604	－	－	－	－

[信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要]

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「融資事務基本規程」および関連要領に基づき適切な評価・管理を行っております。なお、信用リスク削減手法の適用は、簡便手法を用いています。

保証およびクレジット・デリバティブは、信用リスク削減手法として用いておりません。

出資等エクスポージャーに関する事項

貸借対照表計上額および時価

（単位：百万円）

項　目	2013年度末		2012年度末	
	貸借対照表計上額	時　価	貸借対照表計上額	時　価
上場株式等	－	－	－	－
非上場株式等	6	6	6	6
その他	5,600	5,600	5,600	5,600
合　計	5,606	5,606	5,606	5,606

（注）1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。
2. 「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金を計上しています。

出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

2013年度において、該当する取引はありません。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

2013年度末において、出資等エクスポージャーにかかわる評価損益はありません。

貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

2013年度末において、出資等エクスポージャーにかかわる評価損益はありません。

［出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要］

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、毎年度策定する「余裕金運用方針」で株式の新規運用は行わないこととしています。運用方針については、資金運用委員会で検討し、理事会の承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に理事会に報告しています。

会計処理については、当金庫の「決算経理規程」および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理しています。

金利リスクに関する事項

金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（金利リスク量）

（単位：百万円）

項　目	2013年度末	2012年度末
金利リスク量	15,607	13,881

［金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要］

金利リスクは、管理可能なリスクを取得し安定的な収益を確保する経営管理方針のもと、関係規程で各部門ごとのリスクリミットを設定し、金利リスク量が配分された自己資本リスクリミットを超過しないよう管理しています。

金利リスク量は、月次で計測・分析し、代表理事全員が参加する統合的リスク管理委員会、ALM委員会および理事会に報告しています。

なお、2014年5月から金利リスクの算定手法を統計的手法であるVaR（バリューアットリスク）により月次で計測するよう変更するなど、リスク管理態勢の強化につとめています。

［金庫が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要］

当金庫では、金利に感応する調達資金と運用資金を金利更改日までの期間別に振り分け、期間別のギャップ量（運用資金から調達資金を差し引いた差額）からリスク量を算出しています。

リスク量は、ギャップ量に対して金利が2%上昇した場合の収益影響を1年ごとに向う5年間算出し、この累計額の最大値を金利リスク量としています。

なお、貸出金の期限前返済は考慮していません。

［アウトライヤー基準の金利リスク量］

2013年度末のアウトライヤー基準による金利リスク量は、自己資本に対して4.57%となりました。計測にあたっては、金利に感応する調達資金と運用資金を金利更改日までの期間別に振り分け、パーセンタイル方式(注)1で算出した金利変動幅に対する経済価値の変化額を算出のうえ、そのうちの減少額を金利リスク量としています。

なお、要求払預金残高の50%をコア預金(注)2として、5年以内の期間に均等（平均2.5年）に振り分けています。

（注）1.過去5年分の金利変動データ（毎営業日の金利と1年前の金利との差）を昇順に並べ替え、小さい方から1%目と99%目の数値を金利変動幅とする方式のことです。

2.コア預金とは、明確な金利改定期間がなく預金者の要求によって随時払出される要求払預金のうち、払出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のことです。

（単位：百万円）

項　目		2013年度末	2012年度末
経済価値の変化額	金利上昇	△2,797	△1,212
	金利低下	5,253	3,560
金利リスク量　経済価値減少額	(A)	2,797	1,212
自己資本額	(B)	61,216	60,488
アウトライヤー比率	(A)／(B)	4.57%	2.00%

オペレーショナル・リスクに関する事項

［オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要］

当金庫では、事務リスク・システムリスク・法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク・危機管理をオペレーショナル・リスクとして定義し、理事会で定めた経営管理方針および関連規程に基づいて管理しています。

事務リスクについては、事務手続の定型化・標準化等により規程類の整備を進めているほか、本部主管部による臨店指導や教育研修の実施などにより態勢整備をはかっています。

システムリスクについては、当金庫が委託している労働金庫総合事務センターが機能停止した場合でもバックアップセンターにより業務継続が可能な体制を確保するとともに、業務継続マニュアルの周知徹底や定期的な訓練実施のほか、セキュリティポリシーに基づく情報資産の適切な利用と保護のための安全対策を実施しています。

そのほか各オペレーショナル・リスクについては、年2回主管部による自己評価を行い、その内容を統合的リスク管理委員会で協議・検討して改善をはかっています。

［オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称］

当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

2013年度において、該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

証券化エクスポージャーは保有しておりません。

業務実績

会員・出資金の内訳

区分	2013年度末			2012年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
	会員	百万円	%	会員	百万円	%
団体会員	2,397	4,842	97.30	2,436	4,838	97.20
民間労働組合	894	1,891	38.00	904	1,872	37.61
民間以外の労働組合及び公務員の団体	377	2,563	51.50	380	2,578	51.79
生活協同組合	15	76	1.52	15	76	1.52
その他の団体	1,111	310	6.22	1,137	311	6.24
個人会員	6,566	133	2.67	7,043	139	2.79
合計	8,963	4,976	100.00	9,479	4,977	100.00

主要な業務の状況を示す指標

（単位：百万円）

項目	2013年度	2012年度
業務粗利益	9,174	9,474
業務粗利益率	1.13%	1.19%
資金運用収支	9,931	10,241
役務取引等収支	△ 953	△ 931
その他業務収支	196	164
資金運用勘定平均残高	805,261	793,469
資金運用収益（受取利息）	10,336	10,695
資金運用収益増減（△）額	△ 358	△ 632
資金運用利回り	1.28%	1.34%
資金調達勘定平均残高	757,699	746,639
資金調達費用（支払利息）	404	453
資金調達費用増減（△）額	△ 49	△ 214
資金調達利回り	0.05%	0.06%
資金調達原価率	1.05%	1.00%
資金利ざや	0.23%	0.34%
総資産経常利益率	0.18%	0.29%
総資産当期純利益率	0.13%	0.20%

（注）1. 「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

2. 業務粗利益率 ＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

3. 資金利ざや ＝ 資金運用利回り － 資金調達原価率

4. 総資産経常利益率（又は総資産当期純利益率） ＝ $\frac{\text{経常利益（又は当期純利益）}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$

貸出金等に関する指標

貸出金科目別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項目	2013年度	2012年度
手形貸付	4,208	3,081
証書貸付	370,651	367,726
当座貸越	8,613	9,029
割引手形	－	－
合計	383,473	379,837

貸出金の固定金利・変動金利別内訳残高

（単位：百万円）

項目	2013年度末	2012年度末
固定金利貸出金	37,082	30,210
変動金利貸出金	349,365	352,105
合計	386,447	382,315

（注）当座貸越は「固定金利貸出金」、固定金利選択型住宅ローンは「変動金利貸出金」としております。

貸出金担保種類別内訳残高

（単位：百万円）

項目	2013年度末	2012年度末
当金庫預金積金	11,219	10,605
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	329,232	328,357
その他	78	157
小計	340,530	339,120
保証	45,870	43,164
信用	46	30
合計	386,447	382,315

債務保証見返勘定の担保種類別内訳残高

（単位：百万円）

項目	2013年度末	2012年度末
当金庫預金積金	－	－
有価証券	－	－
動産	－	－
不動産	－	－
その他	－	－
小計	－	－
保証	－	－
信用	9	11
合計	9	11

預貸率

（単位：%）

項目	2013年度	2012年度
預貸率（期末値）	51.87	51.99
預貸率（期中平均値）	50.61	50.87

貸出金使途別内訳残高

（単位：百万円、%）

項目		2013年度末		2012年度末	
		金額	構成比	金額	構成比
賃金手当対策資金		–	–	–	–
生活資金		42,741	11.05	40,907	10.69
	カードローン	7,448	1.92	7,791	2.03
	教育ローン	10,137	2.62	8,925	2.33
	その他	25,155	6.50	24,189	6.32
福利共済資金	運営資金	94	0.02	93	0.02
	設備資金	55	0.01	92	0.02
生協資金	運営資金	6	0.00	4	0.00
	設備資金	–	–	–	–
住宅資金	一般住宅資金	343,549	88.89	341,218	89.25
	住宅事業資金	–	–	–	–
合計		386,447	100.00	382,315	100.00

貸出金貸出先別・業種別内訳残高

（単位：百万円、%）

項目			2013年度末		2012年度末	
			金額	構成比	金額	構成比
会員等			382,172	98.89	377,948	98.85
	民間労働組合		117,308	30.35	119,350	31.21
	民間以外の労働組合及び公務員の団体		79,851	20.66	81,499	21.31
	消費生活協同組合及び連合会		20	0.00	21	0.00
	その他の団体		184,903	47.84	176,993	46.29
	《間接構成員》		《382,004》	《98.85》	《377,750》	《98.80》
	個人会員		87	0.02	84	0.02
会員外			4,274	1.10	4,366	1.14
	預金積金担保貸出		1,888	0.48	1,578	0.41
	その他		2,386	0.61	2,788	0.72
	業種別内訳	製造業	–	–	–	–
		農業、林業	–	–	–	–
		漁業	–	–	–	–
		鉱業、採石業、砂利採取業	–	–	–	–
		建設業	–	–	–	–
		電気・ガス・熱供給・水道業	–	–	–	–
		情報通信業	–	–	–	–
		運輸業、郵便業	–	–	–	–
		卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	–	–	–	–
		金融業、保険業	–	–	–	–
		不動産業、物品賃貸業	–	–	–	–
		医療、福祉	37	0.00	39	0.01
		サービス業	18	0.00	9	0.00
		国・地方公共団体	20	0.00	26	0.00
		個人	2,311	0.59	2,712	0.70
		その他	–	–	–	–
合計			386,447	100.00	382,315	100.00

（注） 2012年度末における計数を修正再表示しております。

不良債権の状況

リスク管理債権の状況

（単位：百万円）

項目		2013年度末	2012年度末
リスク管理債権合計 (A)		1,994	2,142
	破綻先債権	177	284
	延滞債権	1,675	1,727
	3カ月以上延滞債権	141	130
	貸出条件緩和債権	–	–
保全額 (B)		2,032	2,174
	担保・保証等による回収見込額	1,874	2,009
	貸倒引当金	157	164
保全率 (B)／(A)		100.00%	100.00%
貸出金残高 (C)		386,447	382,315
リスク管理債権比率 (A)／(C)		0.51%	0.56%

（注） 保全率は100%を上限として表示しています。

貸出金残高に占めるリスク管理債権の割合は0.51%です。

2013年度末のリスク管理債権合計は19億94百万円で、貸出金残高3,864億47百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.51%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が1億77百万円、「延滞債権」が16億75百万円、「3カ月以上延滞債権」が1億41百万円となっています。なお、「貸出条件緩和債権」については、該当がありませんでした。

リスク管理債権合計19億94百万円に対して、担保・保証等による回収見込額が18億74百万円となっています。また、「貸倒引当金」を1億57百万円引き当てています。その結果、保全額は20億32百万円となり、リスク管理債権合計の100%をカバーしています。

「リスク管理債権」とは

何らかの理由により、返済されない等の貸出金のことで、現在、決算時に各金融機関が公表しているリスク管理債権には、「破綻先債権」「延滞債権」「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」があります。

「破綻先債権」とは

借り手の倒産（個人の場合は自己破産も）などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとっては、収入を生まない貸出金であり、「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということになります。

「3カ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる（会社の業績不振等）などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3カ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経営再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです。（ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません。）貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。

「担保・保証額等による回収見込額」とは

リスク管理債権のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等の確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破綻先債権」と「延滞債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

金融再生法に基づく資産査定等の状況は以下のとおりです。

（単位：百万円）

項目		2013年度末	2012年度末
金融再生法上の不良債権	(A)	1,994	2,142
破産更生債権及びこれらに準ずる債権		644	796
危険債権		1,208	1,214
要管理債権		141	130
保全額	(B)	2,032	2,174
担保・保証等による回収見込額		1,874	2,009
貸倒引当金		157	164
保全率	(B) ／ (A)	100.00%	100.00%
正常債権	(C)	384,909	380,633
合計	(D) = (A) + (C)	386,904	382,776
金融再生法上の不良債権比率	(A) ／ (D)	0.51%	0.55%

（注）1. 金額は決算後（償却後）の計数です。
2. 保全率は100%を上限として表示しています。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、借り手が経営破綻の状態には至っていないものの、財務状態・経営成績が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3カ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「正常債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」を除いたもので、借り手の財務状態および経営成績に特に問題がない債権のことです。

「担保・保証等による回収見込額」とは

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる金額のことです。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部に予め控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払い能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

預金に関する指標

預金種類別内訳（平均残高）

（単位：百万円）

項目	2013年度	2012年度
流動性預金	241,037	236,719
定期性預金	507,714	501,046
譲渡性預金	8,879	8,779
その他の預金	13	11
合計	757,644	746,557

定期預金の固定金利・変動金利別内訳残高

（単位：百万円）

項目	2013年度末	2012年度末
固定金利定期預金	504,543	500,980
変動金利定期預金	314	343
その他	−	−
合計	504,857	501,323

財形貯蓄残高

（単位：百万円、%）

項目	2013年度末		2012年度末	
	残高	預金に占める割合	残高	預金に占める割合
一般財形	106,330	14.27	106,025	14.41
財形年金	57,224	7.68	58,892	8.00
財形住宅	10,067	1.35	10,670	1.45
合計	173,621	23.30	175,588	23.88

（注）「預金に占める割合」の分母となる預金残高には譲渡性預金を含んでいます。

有価証券に関する指標

有価証券の種類別・残存期間別の残高

（単位：百万円）

項目		期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	合計
国債	2013年度末	−	74	14,260	16,967	4,316	35,620
	2012年度末	−	338	10,219	21,088	1,023	32,670
地方債	2013年度末	−	−	−	−	−	−
	2012年度末	−	−	−	−	−	−
短期社債	2013年度末	−	−	−	−	−	−
	2012年度末	−	−	−	−	−	−
社債	2013年度末	−	−	−	−	−	−
	2012年度末	−	−	−	−	−	−
貸付信託	2013年度末	−	−	−	−	−	−
	2012年度末	−	−	−	−	−	−
投資信託	2013年度末	−	−	−	−	−	−
	2012年度末	−	−	−	−	−	−
株式	2013年度末	6	−	−	−	−	6
	2012年度末	6	−	−	−	−	6
外国証券	2013年度末	−	−	−	−	−	−
	2012年度末	−	−	−	−	−	−
その他の証券	2013年度末	−	−	−	−	−	−
	2012年度末	−	−	−	−	−	−
合計	2013年度末	6	74	14,260	16,967	4,316	35,626
	2012年度末	6	338	10,219	21,088	1,023	32,676

有価証券の種類別内訳（平均残高）

（単位：百万円、%）

項目	2013年度		2012年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	33,776	99.98	30,348	99.98
地方債	−	−	−	−
短期社債	−	−	−	−
社債	−	−	−	−
貸付信託	−	−	−	−
投資信託	−	−	−	−
株式	6	0.01	6	0.01
外国証券	−	−	−	−
その他の証券	−	−	−	−
合計	33,782	100.00	30,354	100.00

商品有価証券の種類別内訳（平均残高）

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客様に商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかえる売買業務、いわゆるディーリングは行っておりません。

預証率

（単位：%）

項目	2013年度	2012年度
預証率（期末値）	4.78	4.44
預証率（期中平均値）	4.45	4.06

有価証券の時価情報

ろうきんでは、預金としてお預かりした資金を主として住宅ローンや教育ローンなどに振り向け、勤労者の借入ニーズに応えていますが、その一部については、国債等の有価証券の購入に充てています。

これらの有価証券については、毎決算期にその価額を適正に評価し、財務諸表に反映させなければなりません。

このため、保有する金融商品は時価会計に基づく決算を実施しています。金融商品会計に基づく情報については、貸借対照表の注記事項をご覧ください。

なお、時価会計を踏まえた、ここでの貸借対照表計上額は、あくまでも2013年度末現在の状況であり、今後変動していきます。確定（実現）した損益でないことをご理解ください。

売買目的有価証券

売買目的有価証券は保有しておりません。

満期保有目的の債券

（単位：百万円）

項目		2013年度末			2012年度末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	31,131	32,609	1,478	31,132	32,928	1,795
	小計	31,131	32,609	1,478	31,132	32,928	1,795
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	－	－	－	－	－	－
	小計	－	－	－	－	－	－
合計		31,131	32,609	1,478	31,132	32,928	1,795

（注）1．時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2．時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は保有しておりません。

その他有価証券

（単位：百万円）

項目		2013年度末			2012年度末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	3,460	3,441	18	1,537	1,481	55
	国債	3,460	3,441	18	1,537	1,481	55
	小計	3,460	3,441	18	1,537	1,481	55
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	1,029	1,038	△8	－	－	－
	国債	1,029	1,038	△8	－	－	－
	小計	1,029	1,038	△8	－	－	－
合計		4,489	4,479	9	1,537	1,481	55

（注）1．貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
2．時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

（単位：百万円）

項目	2013年度末	2012年度末
非上場株式	6	6
合計	6	6

金銭の信託の時価情報

金銭の信託は保有しておりません。

金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等

2013年度において、該当する取引はありません。

その他の業務に関する指標

公共債窓口販売実績

（単位：千円）

項目	2013年度	2012年度
国債	740,140	780,620

投資信託窓口販売実績

（単位：千円）

項目	2013年度	2012年度
投資信託	500	－

連結情報

連結対象となる子会社等は保有しておりません。

全国ろうきんの概要

（2013年度末現在）

- 全国のろうきんは全国労働金庫協会（労金協会）と労働金庫連合会（労金連合会）を中央機関とし、13金庫639店舗が一大ネットワークを形成しております。
- 労金協会は全国各ろうきんの指導・調整・連絡・渉外などを、労金連合会は全国各ろうきんの親金庫として資金の需給調整・運用や全国的な統一業務を行っております。
- 全国の店舗は、労働金庫総合事務センターを中心にオンラインで結ばれ、内国為替やCDネットなど迅速、正確なサービスを提供しております。

全国ろうきんの概況

（単位：百万円）

金庫名	預金	貸出金
北海道	890,682	657,360
東北	1,665,887	1,088,216
中央	5,367,654	3,676,049
新潟県	744,998	386,447
長野県	569,888	314,109
静岡県	980,779	639,034
北陸	693,975	409,581
東海	1,438,745	1,146,071
近畿	2,016,138	1,243,193
中国	1,109,646	626,811
四国	598,716	363,403
九州	1,712,991	1,169,704
沖縄県	224,101	134,272
合計	18,014,205	11,854,256

金庫数	13 金庫
店舗数	639 店舗
常勤役職員数	10,935 人
団体会員数	55,350 会員

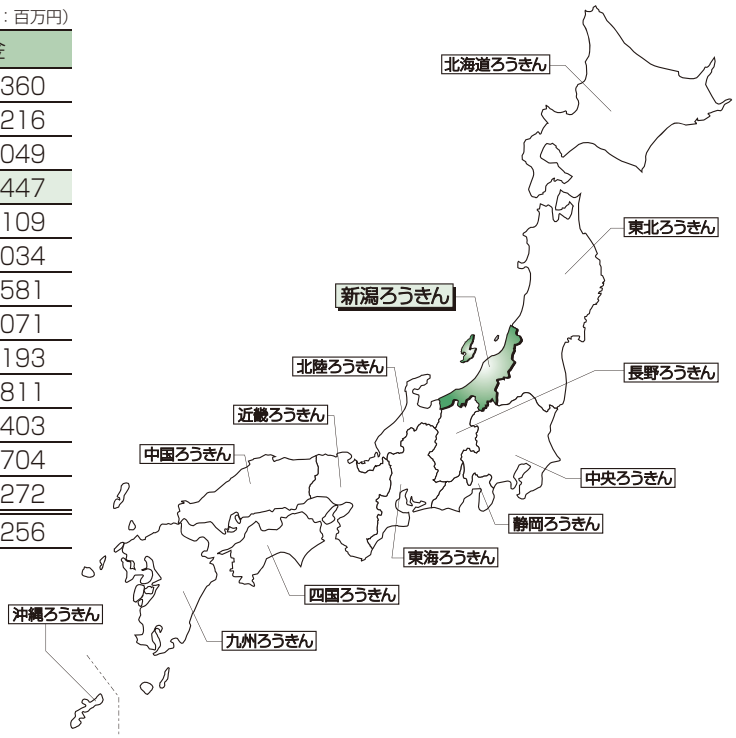

ろうきん業態セーフティネット

お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットを用意しています。

1番目の柱は、労金協会および労金連合会による定例的な経営状況のモニタリングと労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じて必要な措置を講じ、問題の早期改善をはかることとしています。また、労働金庫監査機構は全国ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

2番目の柱は、労金連合会の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、ろうきんに経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労金連合会が緊急資金の貸出しや資本注入、資金援助を行うことにより経営をサポートします。

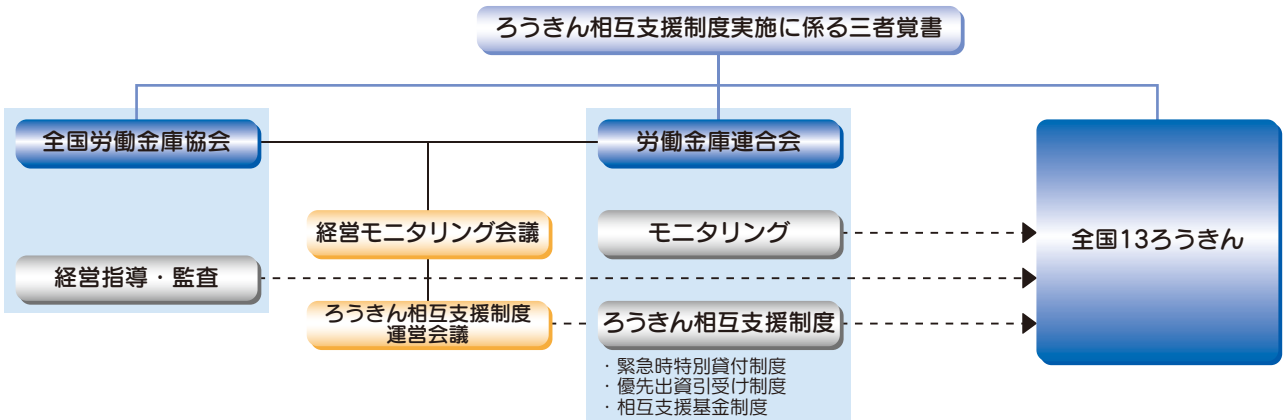

索引（法定開示項目別）

労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第21条（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）の規定に基づく開示項目

頁

1．金庫の概況及び組織に関する事項…… 26～29
（1）事業の組織
（2）理事及び監事の氏名及び役職名
（3）事務所の名称及び所在地
（4）当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する事項
①当該労働金庫代理業者の商号、名称又は氏名
②当該労働金庫代理業者が当該金庫のために労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の名称

2．金庫の主要な事業の内容 …… 20～24

3．金庫の主要な事業に関する事項
（1）事業の概況 …… 4～5
（2）主要な事業の状況を示す指標 …… 5
イ．経常収益　ロ．経常利益　ハ．当期純利益
ニ．出資総額及び出資総口数　ホ．純資産額
ヘ．総資産額　ト．預金積金残高　チ．貸出金残高
リ．有価証券残高　ヌ．単体自己資本比率
ル．出資に対する配当金　ヲ．職員数
（3）事業の状況を示す指標
①主要な業務の状況を示す指標 …… 45
イ．業務粗利益及び業務粗利益率
ロ．資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支
ハ．資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや
ニ．受取利息及び支払利息の増減
ホ．総資産経常利益率
ヘ．総資産当期純利益率
②預金に関する指標 …… 48
イ．預金の種類別内訳（平均残高）
ロ．定期預金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）
③貸出金等に関する指標…… 45～46
イ．貸出金の科目別内訳（平均残高）
ロ．貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）
ハ．貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）
ニ．貸出金の使途別内訳（期末残高）
ホ．貸出金の業種別内訳（期末残高・同構成比）
ヘ．預貸率（期末値・期中平均値）
④有価証券に関する指標 …… 48
イ．商品有価証券の種類別内訳（平均残高）
ロ．有価証券の種類別・残存期間別の残高
ハ．有価証券の種類別内訳（平均残高）
ニ．預証率（期末値・期中平均値）

4．金庫の事業の運営に関する事項
（1）リスク管理の体制 …… 10～11
（2）法令遵守の体制 ……6～7
（3）銀行法第12条の3第1項第2号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 …… 7
（4）地域の活性化のための取組の状況
（地域と協働した社会貢献活動） …… 12～19

頁

5．財産の状況に関する事項
（1）貸借対照表 …… 32～35
（2）損益計算書 …… 36
（3）剰余金処分計算書 …… 37
（4）貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額‥ 46～47
①破綻先債権
②延滞債権
③3カ月以上延滞債権
④貸出条件緩和債権
⑤合計額
（5）自己資本の充実の状況 …… 38～44
自己資本の構成に関する事項…… 38～39
＜定性的開示事項＞
①自己資本調達手段の概要 …… 40
②金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 …… 40
③信用リスクに関する事項 …… 43
④信用リスク削減手法に関する事項 …… 43
⑤派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 44
⑥証券化エクスポージャーに関する事項 …… 44
⑦オペレーショナル・リスクに関する事項 …… 44
⑧出資等エクスポージャーに関する事項 …… 44
⑨金利リスクに関する事項 …… 44
＜定量的開示事項＞
①自己資本の充実度に関する事項 …… 40
②信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）に関する事項 …… 41～43
③信用リスク削減手法に関する事項 …… 43
④派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 …… 44
⑤証券化エクスポージャーに関する事項 …… 44
⑥出資等エクスポージャーに関する事項 …… 43
⑦信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…… 開示対象外
⑧金利リスクに関して金庫が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 …… 44
（6）有価証券 …… 49
（7）金銭の信託 …… 49
（8）労働金庫法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引‥ 49
（金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等）
（9）貸倒引当金（期末残高・期中増減額）…… 42
（10）貸出金償却の額 …… 42
（11）金庫が労働金庫法第41条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨 …… 37

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

1．破産更生債権及びこれらに準ずる債権 …… 47
2．危険債権 …… 47
3．要管理債権 …… 47
4．正常債権 …… 47

生活応援バンク
ろうきん

シンボルマークについて

〈ろうきん〉のシンボルマークは、欧文のROKINの頭文字の「R」をデザインしたもので、同時に鳥の親子を表しています。鳥の親子は、愛とやさしさ、親から子へと引き継がれるろうきん運動を意味し、はばたく鳥は、より発展する〈ろうきん〉の飛翔を表現しています。

シンボルマーク・カラーはブルーです。ろうきんブルーは「知性」「未来」「希望」を表現しています。

シンボルマークには〈ろうきん〉の基本理念が表現されています。

新潟県労働金庫

新潟市中央区寄居町332番地38　TEL（025）223-8207〈財務部〉
ホームページ　http://www.niigata-rokin.or.jp
携帯サイト　http://www.niigata-rokin.or.jp/mobile

新潟ろうきん　検索

2014年7月発行

RICE INK
この印刷物は環境に配慮し、地産地消・輸送マイレージに配慮した「ライスインキ」を使用しております。